稜威言別

石渠

橘守部撰述

稜威言別 貳帙 三冊

明治廿四年
七月新刻

椎本唫社

稚櫻院朝紀之攝政元年三月丙申朔庚子、命武内宿禰、和珥臣祖武振熊命、率萬衆令擊忍熊王。爰武内宿禰、選精兵從山背出之至菟道以屯河北。忍熊王出營欲戰時、有熊之凝者為忍熊王軍之先鋒則、欲勸己衆、因以高唱之歌曰、

武内宿禰命ハ、歌に出、武振熊命を、姓氏録に、彦坐津命、三世孫と見ゆ、名義ハ、武を、健きと、振熊を、古組に て、彼、韓國御征伐時より、以来、古く久き、組子とえと なるべし、北人、仁德紀六十五年、下に見えたるを、今 年より、百七十餘年ふ成もり、されバ其、前後の年數 を加へバ、二百五六十歳を經れて、武内宿禰命にも、多ら ゆほどの、長生なりけらし、忍熊王ハ、仲哀天皇皇子 なり、名義ハ、是も、押組にて、組子を率て、難波海まで、

押寄セ拒ひ、員主に称なり、又熊之凝者、是も、組之凝にて、剛き軍士の称号也、萬葉五なる、大伴熊凝と云る名に、合セても知べし、此等のるとも、道別等に安く出れと、歌のをを、よく心得をせんと て、更に一わ、拵て云なり、さて今此段ハ、忍熊王、彼難波、追退られて、山城宇治にて、戦ひ敗ふとき、甚、冒、熊之凝者と呼る、剛者、已ゐ軍卒を、励まし勧むとて、羽ゑに、色るにうゝしゝ孔なり、

烏智箇多能、阿邏々摩莵麼邏摩莵麼邏珥、和多利喻祇氐、莵區踰弥珥、末利椰塢多倶倍、宇摩比等破、于摩譬苔奴知、野伊徒姑幡、夜伊徒姑奴池、伊牟阿波那和例波、多摩岐波屢、于池能阿曽餓、波邏濃知波、吳佐誤阿例椰、伊裝阿波那和例波、

○烏智箇多能ハ、彼方之ゑて、山城國宇治郡、彼方と云郷を、指せる也、式に同國同郡彼方神社ハ、拾遺愚艸に、をち方や色けを迷にをつゝ行波かさ、ゝ宇治の橋姫、まゝ、まむせよ宇治の川絶きりてめてをち方人ハなうめそふゝ、まゝ、きゝても彼ねてとはん裏ゝ都のたつゝみめ彼ゝ、又夫木集に、後成て、をち方や都のたつみ波をゝて宮木の岳ゝ、ゝ方ゝ立ゝんとよめるなども、皆右の地を指る也、は同名、近江、大和、河内等にもあるを、常に此方ゑ対へて云る彼方と、ゆき混ふ、

○阿邏々摩莵麼邏ハ、荒々松原を、省て云なり、宇治川の北、地に、當昔、まばらなる松原なれ、ゝしなゝん、萬葉二に、霰打、安良禮松原、とよみゝるを、住吉ゝ、和泉へ行道にて、大和川の、海に入に向ひの岸に、荒

や、古松の生ずる地の、有し由なりけれど、是も近年ハ絶ぬ、これを、住吉、濱松と、思ひ混へ、又強て安良ふと、別る紋ふどもあれど、皆いうるなり、その中ハ、萬葉、注ム、委く弁へ、○摩蒐麼邏珥、上を重ねて、調へを、なき也、○和多利喩祇氐ハ、渡行而也、前文に、武内宿祢、云云、也河北とあれハ、宇治川の北なる、甚、松原に渡行而、と云なり、○菟區喩泝珥ハ、槻弓ふにて、槻、木なて、造れる弓也、和名抄ム、槻、和名津木、堪作弓とあり、草木考云、槻ハ、甚材、甚堅く、樺に似なり、之を曲にせるに、甚堅ハ、樺、堅に似て、邊の岐歯に尖る、甚、其材は、脉理、連絡戻る、いを強勁也、因て今ハ多く、

○綾威言別

○四之三

紫版、紫杭の料とせり、其、勁き事、衆木に勝れり、と云る、古へ弓材に用ひしを、今ハ義理なり、按に、江陰縣志云、槻、質堅而勁、多葉繁陰、人家門巷多樹之、俗ム、ケヤキに、槻、字を用ひしハ、ツキといと似れバ也、されど、ツキを、木理交糾して、ケヤキの如く、直聳ふらず、甚葉も、ケヤキム似れど、ケヤキを、葉邊の岐歯、ケム鋸歯のめく夫れ、ツキを、尖歯ふし、圖識に、圓狀ありと、むつし陸奥國にて、秀衡の作れる、十万弓をそしに、まそしく今を云る、槻の材なりき、とぞ、

按に、延喜兵庫式云、梓弓一張、長七尺六寸、槻、柘、檀、准之、長功十五日、中功、短功、遞加一日云云、とある

を、後世の製也、此間既に、如此しも麁略に成る故に、終に竹に及バじとて、中古後、專竹弓にハ、成にこそ、上代の製ハ、然らば、今ハ十二三年前、陸奥、安達、郡の民、古代の木弓を持来て、或君侯に奉るけるゝ、あり、また、其製を聞に、削紀たる物に非ず、弓の料に、苗々生し立て、年来振をけゝ、是ば、長九尺一寸の間、本末まく、甚堅きゝ、角の如くして、箭を飛にゝ、今の竹弓の、及ふべき物にあらぬとこそ、依て考るに、神樂譜、採物、歌に、弓といへど、忘れなきものを、梓弓、まゆみ、ひき弓、もれこそ有、

志奈毛止女須、一本に、志奈毛毛止女須、

志奈毛止女須、此志奈とゝる、即苗々生、を、弓、振をけくるを、萬葉七に、陸奥之、吾田多良真弓はけゝ、はけて、十四にみちのくに、あらまゆはじきとかきて、云云、二に引もぐ苅、信濃乃真弓、ゆうれのゝ、云云、續紀大寶二年、信濃、國獻弓一千二十張、以充太宰府、あ、此信濃國、埴科、倉科、穂科、御科、妻科、波閇科、仁科、明科、尾科、蓼科、彼、陸奥に、保科、葛科、並科、また、云る地の、弓、木を植て、級を、彩ける、御料の地の、此足えたるも、彼、弓、木を植て、級を、彩ける、御料、地、十五年廿年に、切取て、續紀に、足えるゝ如く、或、二千張、式、三千張けゝも、獻りしもゝ、甲斐、國の貢調も、兄也、彼、國にも、其科と云地、あり、や尋ねゝ、斯て神樂歌、今本、木綿作にゆふけゝ、なれのけゝにや、あをたつね、あをられゝ、云云とあるも、本由、美都久留志那乃波良乎也、云云、有しを、誤りて、是も、彼、弓、木を、級付生に、畠に、麻苧をも、作りふん、今も信濃國にも、苧を多く作りて、越後へも、出し、畳を綴る、緒にも、諸國へも、出せり、此等の、麁にもせる、用もあらぬ、長談、なれど、前に、神樂入綾を、著れ頃とは、いまゝ、級て、言を、心ばうにて、所〻誤つる、故に、此にかくハ、云おくも、是を、今ナし、補て、かの條をも、改むべし、

① 末利椰塢多倶倍、此、末利耶と云こと、心ばうゝ、

先抄云、私記云、師説曾矢也、播末利耶者、甲冑之間乎

伊礼加久須也、今ノ世、古津万伽岐狄とあり、此私記、説は、末利矢の名に就て、作れる鑿説とゝべし、末利を、鞠狄、鏑狄、什等のことにて、鳴鏑をゝ狄、以上狄説解云、目在矢なり、和名抄云、鳴箭、日本紀私記曰、八目鏑夜豆女加布良と云ふ、是なるべし、目とも鏃に、穴なるをゝ鏃目とゝ目、即是也、以上解説なるべし、目在矢説、よしやもしや、奈良東大寺、什物、図に、古代の鏑箭

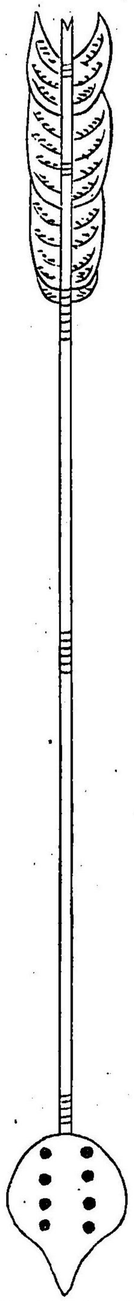

図を出せり、其形

かくの如くなれば、又圓矢ともゝ、まるきにあらべ、又拶ふ、末ハ、奈を語れるにて、響箭なるも知べし、萬葉九に、水國之、昔弓雄之、響矢用、鹿取靡、坂上ノ郎女留、とあり、行きにまれ、此を勇ミ健びてゝ處まれは、嚴重矢まるでハ、應ひゞ、多具倍ハ、令副にて、相具まるをゝ、古今春に、梅の香を風の便に多具倍てゝ鶯はそ、まるぐにハやる、○宇摩比等破ハ、貴人者なり、紀中に、縉紳、君子、良家等の字を訓て、仁德御製に、于磨臂苔能、多荒屡虚等太臣、云云、萬葉二に、宇真人佐備丙、不欲常将言可聞、なとあり、此外味酒

義織、義飯、まゝ可怜國、可怜小汀、とも云る類れ多う
て、何みても、好善物を、たて出う云り、○于摩譬苦奴
知を、貴人苦まり、奴知ハ、萬葉に、共を訓り、言本ハ、十
四ゟ、殿能奈加知、まゝ、餘知子曽毛多流、なゞゝ
る知て、上を受て、芽知と云也、故我と、同芽、同輩ゟ
ハ人を云て、今俗に、女どし、男どし、ゟどを云ハ、此知を、
志と、訛て、ゟしてある、○野伊徒姑幡を、賤奴者也、
語の本義ハ、弥爾子の、省れるゟやあらん、君に事る
者を、其君を爾傳て、奉仕ばなり、奴僕を、常に夜都
古と云ハ、即此、野伊徒姑の中畧なゞし、されバ此

語ハ、君に対て、臣を云ゞ本にて、良に対て、賤をも云、
又卑しめても、云しなり、橿原宮朝に、五瀬、命、御言に、
負賤奴之痛手を詔し、允穂、宮、段に、賤奴意富義と、自
降ても云り、又續紀五詔詞に、王子、奴止成止毋、奴子、
王止云止毛、汝乃為牟末乎、末乎、なゞ足泊、此等ハ、君
に対て、臣のゟし也、又鹿嶋、神、賤、まゝ紀、寺、賤、まゝ
萬葉七に、住吉小田苅為子賤鴨無、ゟゞあゝを、奴僕
を云なり、此、奴隷を云方ゟ、終に下賤者のゟをも
まり、賤て云ことゝゝも、なるまり、
然るに、諸説に、此、野伊徒姑を、別説とのゝ、心得来
たるを、後の畧説に、耳馴て、其、本を忘れまるまり、

ちやく此時、如此貴人に対へて、云へる、是、其本語なるに、誤れなり、又近世の釈にも、此野と上ふ属て、上句を、于摩譬苔奴知野とし、此句を、伊徒姑幡茂と、従父兄弟者毛也といへ、或ハ賤就子者毛也、とする類に、何れも

いミじきこゝなり、

○夜伊徒姑奴池も、賤奴共なり、今本にも、此、夜を、茂ふ誤れり、古本に、夜とあるもの、壺井義知の、按合本にも、夜とある本を引き、此等の字を、上に属て、讀ときも、古語を傷ふのみなるに、上古、義麗き調べ破れて、対畳の句法、片背になるぞうし、斯て是、訖の四句のこと、軍卒、衆を、勵して、此度の戰ふは、貴人も、貴人共相撃、賤奴ハ、賤奴共各、互角に、相撃て、勝敗を決せんとなり、○伊芸阿波那和例波ハ、卒将會我者ふて、我者卒戰ハんと云なり、伊芸ハ、下に伊奢阿藝、萬葉に、卒子等あるを、誘れ起る辞、那ハ、牟に通れて、将為を勢那、将行を、由伽那と云る類の、古語也、上にも云へつ、さて戰ふを、阿布と云るも、合戰の、合字、相撃の、相字、まゝ漢文に、會云云と云る、會字等に、対へて心得へし、此は言も、朝倉、宮、朝、吉備、臣尾代歌に、云へ、○多摩岐波婆ハ、魂来経にて、此も現と連くこと、枕辞なり、萬葉に、内乃大野、内限なるけるも、准ふ侍し、又命と連けるも、本より命ハ、魂の

来経際の物まれハまり、此来経と云言のをハ、上の
ハ、見合　又十ふ、霊寸春、吾山之於ふ「る也、といへり、付
きにても、阿と　此を、水長鳥、安房と連けまと、日し
うけふるを、
くて、息のを也、甚ハ、伊勢知ハ、息内の義まれハ、けん
ふ、余と連けまると、回をにちつ、阿行の通音、恒
にらく味ハふへし、
冠辞考に、魂逆をいに、記傳に、阿良多麻来経の、畧
として、阿良多麻能、年と連く、枕辞と、日をとちる、
共にかなれ、うまし、きれハ、内と連くをなとを、誣
れてむ云と曲つれと、かの十巻なる、うふまとに
至て、解をべの、まつりけるまに、皆ゞ語字と
やり、又扨、解等に云る況も、皆いまふしく、一ッも取
へきことを
えをば、

○于池能阿曽餓を、内之阿曽之まり、此内てふ称の
ゆを、にて、まり定らまりれハ、例の先註を挙
て、甚不審を陳へし、傳云、内ハ、大和國、宇智郡にて、此
人兄弟共に、甚処に居住る故に、兄を味師内宿祢、此
人を、建内宿祢と云て、昔に内宿祢まり、阿曽ハ、阿曽
美の省、阿曽美ハ、吾兄臣の切まりたるにて、親と崇
ての称也、天武天皇に御代まり、朝臣と書て、姓の尸
を定り給へり、續紀廿二に、阿曽以上「傳説解云、内とを、鎌
足公の、内外を計會し給へにまりて、内臣と申し
を思ふに、武内宿祢も、まりまるよしにて、内の阿曽とを、

いひしにや」以上解説

とは引ぎ、今按に、内ハ、地名なり出るにもあらば、又内外を計會し給ふ因て、云にも非ず、此ハ卿等あまゝ宮中にも、天皇の吾御族と等しく、御憑とも、頼ミおもほして、朝暮親しく馴きこゝろ也給ふ、御睦称にして、内裏、大内等の、内と同し、今世の俗の、自ら家を、内と云て、家内の者を、内人、内、誰ちなど呼めるも、此古語の遺れる也、即下の仁徳、大御歌ふも、此の如く呼ハセ給ふ、又萬葉一にも、鎌足公を、近江、大津、宮御宇、天皇、代天皇詔内、大臣藤原、朝臣、云云といつり、鎌足公、此時いまゞ、大錦冠ふて、四位にて坐ハ、大臣を、いまゝ官にもあり、云云、大字の

そハ、なるのミ也、其、大字ハ、内と云、親しみ言に、牽て、自らにそハ、もしなり、又俗に内、大臣と云、宮名ハ、遥かに後のこゝ也ふ、如此云、まれ、記しなれゝ、文字に就て、出来つるにそ、あらむらし、

まゝ續紀、詔詞にも、大伴、家持卿のゝを、云云、今朕御世ハ当豆毋、内兵止、念召豆、云云、まゝ、大伴佐伯宿祢波、自遠天皇御世、内乃兵止為而、仕奉来、云云、此等の内に合せて、右のことなるゝを、悟るし、

抑武内兄弟の、宇智、郡に、居住きと云こと、何ぞの書ふも絶てなえに、彼、傳、説ハ、暗推の違ふゝの也、此兄弟、兄を甘美、弟を、武、といひて、美、称、招れしを、兄ハ、甘美内、宿祢、命も、武内、宿祢、命に、為らめ、いまを人まゝ、内、人、まゝ、兄弟とりに、内て、言をそへて、親しみ給ふしにこそ、應神紀九年、條下に、此兄弟に、盟神探湯をなさしめ給ふ、しゝ、武内、命、此御代とも、五代、朝に奉

仕て、弟宿祢に、見替かゝる、忠臣まうけたるうゝ、為便まくて、さはわざも、せさしめ給んしまうきり、是を以て、取ゐき此兄弟を、内宿祢と美称坐る、所以を知べきまうり、かゝれば、け兄弟たち、勲功も、行うも、相共に劣らぬ人等まうけるに、後世名武内、命の名、名るゐるきいうふと云に、甘美内、命、彼御時、探湯に負られて、致仕せられる故そう、しされと年齢に劣きてハ、上の振熊、命、此兄弟、命、凡三百歳に及べる人、此にのゝも、三人まうり、上代長生の人は、多うしゐおんやうし、

かくて此句ハ、此時忍熊、王の軍卒等、皆武内宿祢、振熊、命等の武勇に、怖恐て、進むゐ能まうるうゝ、自己甚宿祢と戦んと云て、勢ひを附るまうり、始に宇摩比等破、于摩譬苦奴知と、いひ出しるも、是をいたん、下がまうふそあうける、○波邏濃知波ハ、腹之内者まうり、能宇を、約て、濃と云る、國之内を、久奴知、と云うめゝし、○異佐誤阿例椰ハ、有砂石也ハにて、椰ハ、反語の辞也、其ハ砂石にも、箭の徹るかゝる物まれハ、如此云て、假令内、宿祢等まうんとも、腹之内に、石鉄の楠あうちや、我安く撃取て、見せもんのを也、おをゝるきいひをまなうゝし、○伊芽阿波那和例波」注ハけ再ひ返せる、けうゝにても、戦んと云う主にて、勇み競つる、威勢ひまうり、

○一篇のをハ、彼敵等ぞ、いう名しく旌指物を揚て、毛居る表智方地は、散まる松原に、速渡行て、槻弓ホ

圓箭を相副、渕人ハ、渕人共、奴隸を、奴隸共、以度ハ互
角ふ對會て、必戦して、勝負を決すし、去来我ハ先ツ、
人の懼る、、武内等にみ〳〵し合んいふ宿祢なれ
ばとて、腹の内に、石真砂も有へうねハ、箭の徹ら
ゝ〳〵ハ、ゝもあ〳〵じ、去来我ハ、宿祢と、相戦んとす、
時武内、宿祢、云云、出精兵追之、適遇于逢坂、以破、云云、忍
熊、王逃無所入、則喚五十狭茅宿祢而歌曰、
五十狭茅宿祢ハ、上文に、吉師祖、大彦命之後也と云ふ、
精兵、字を、ヲイクサと訓む事、古語にも非に、中古の
点訓にて、メイクサと云ふに、對へたるゝみ〳〵し、さて以
歌ハ、忍熊、王、宿祢等に、近江海まて、追攻られて、今も
逃ル〳〵所ゝ、入水せやうとして、我が御方の将軍、五十
狭茅宿祢を、誘ひ招ふ歌なり、

伊弉阿藝、伊佐智須區祢、多摩枳婆屡、于智能阿曽餓、句夫
茂智能、伊多豆於破彌破、珥倍廼利能、阿布縁能宇縁珥、今
豆岐齋奈和、

○伊弉阿藝ハ、率吾君にて、五十狭茅宿祢を、催し招
ふ詞なり、結の介豆岐齋奈和と云へ、係てきくなし、
吾君を、明宮、朝、大御言にも、大雀命を指して、佐邪岐阿
藝、と詔ひ、紀の大御歌にも、伊裝阿藝とある、皆吾君
の意也、藝ハ、吾の通音にて、吾子の意也 ○伊佐智須
區祢を、上注、宿祢を、本大兄に對へて、少兄と云、称辞な
りとを、後に姓のかばねと成り、故加婆祢と云も、

本ト崇称(アカマヘナ)と云ふの、約りたるまり、さて記には、此句より以下、四句まくて、布流(フルク)玖麻賀(マガ)の一句有、されど、今此句なくて、阿藝(アギ)と、指(ヒ)たへる語の、係り處もまく調つも、痛(イタ)き多(オホ)き、脱(モラ)しぬるに決(ウツナ)し、然るを、傳注は、右の四句、あるもなくも、同しき也と云るを、如何なる耳(ノミ)ぞや、○多摩(タマ)枳(キ)婆(ハル)婆(ウチノ)智(チノ)能(アソガ)阿曽餓(カブツ)、此二句上注、○句夫(クブツ)茫智能(チノ)ハ、頭津釖(カヅツウチノ)之と云也、句夫(クブ)、加夫(カブ)、通して云ふ、頭津(カヅツ)とそ、太(フト)く堅(カタ)く、嚴(イカ)しく、製りたる、大(オホ)刀の称也、故、橿原宮、初の、道臣命、次に此宿祢などの如く、豪將の大刀に、帯(カキ)て云ふ、歌放に、大刀を有る也

は、太刀の事、既に二巻に出たり、○伊多豆(イタヅ)於破(オハ)弉破(ズハ)を、不負痛手者(ズオハイタデハ)にて、痛手負(イタデオハ)んは、と云ふ也、手負(テオフ)とは、今も云ふ言なり、痛手(イタデ)ぞ、即痛き手を負(オフ)ぞ、云ふ、んう如し、本書の、五瀬命の段に、痛矢串(イタヤクシ)とあるを、箭(ヤ)に就てなり、太刀、弓等は、手して撃(ウツ)ゆゑに、痛手(イタデ)とは、云るにそあるを、さて弉破(ズハ)と云て、余利波(ヨリハ)の意なるべ、古語に多うる、今は誰も、然たれば、甚倒は、尚きつ、○弭倍迺利能(ニホトリノ)は、鸕鷀(ニホトリノ)之に、て、鸕鷀を、今俗(ヨ)にかいつぶりと云鳥也、能(ノ)と云に如(ト)くのことなるを、奈行の言にて、如(ヌ)、似(ニル)、似(イル)、なと云る言の通ひあり、されは佐疑理(サギリ)迩多(ニタ)ム年叙、まして、東人(アヅマビトノ)之荷

向匹乃荷之緒爾毛」まふとやうに、爾といひて、姫のを
まるも多うり、昔々、比氣登理能、云云、阿佐阿米能、云
姫を省略を心ひ来くて次、應神天皇大御歌に、美本
しハ、却てにうるる也、さとやうにある、枕詞の下比能の下に、
杼理能、迦豆岐伊岐豆岐、萬葉四に、二寶鳥乃、潜池水
まどあれバ、此句、直に介豆岐とかゝるも、常なれと、
此處ハ近江海とゝに用あれハ、記と相合せて、阿布
淤能宇淤珥め、一句を補ひつ、本有るを、漏しなん
るを、佐々きを考へて知べし、○介豆岐齋奈和ハ、潜將
為ふて、和ハ、諾ふ吉ふべし、神武紀、八咫烏、神、吉に
天神、子呂波、怡弊過怡弊過とある、此過と合へし、

此和、字今本にも、脱したるを、古本に依て補ひつ、潜
も、頭衝乃義ふて、頭を、水に衝入て、沈むをゝ、故、水鳥
の水中に没をも、海人の魚捕に海に没をも、然うゝ
ゝ、今此御歌ハ、入水して、率諸共に、死ぬやと宣ふ也、
○一首のゝハ、五十狭茅宿禰よ、今ハ逃れかゝるに、
武内ゞ、名に高き、頭津鍊之大刀の、痛手負て、憂目ゝ
むゝるも、鳴とりの如く、此、淡海に、潜入て、ゝれハ死
ん、いざ〳〵吾君も、諸共に、然為ゝをふ、
此歌記にも、伊奢阿藝、布流玖麻賀、伊多豆淤波受波、
迩本杼理能、阿布美能宇美迩、迦豆岐勢那和、

則共沉瀬田、済、而死之、于時武内、宿禰、歌之曰、

則共とゝ、此時、忍熊王、五十狭茅宿禰と共に、湖に没

坐けるを、ゝなり、武内、命、け處まて、追攻来て、捕へむ

とこゝ思ひしゝ、湖に沈めたゝゞ、ゝちをしゝて、よ

ゝるゝり、

阿布淤能淤、齊多能和多利珂、伽豆區苔利、梅珂志淤曳泥

麼、吳枳迺倍呂之茂、

○阿布淤能淤ハ、渋海之海まり、阿布淤と云て、即渋

海湖水のゝまゝを、國、名とまりて後、又其、下へ、之海と

ゝへて、云る也、ゝて海を、淤とのゝ云るゝ、中間の、阿

伊宇於ハ凡て皆省る例のめし、○齊多能和多利珂ゝ

瀬田之渡ゝ也、和名抄に、近江、國、栗本、郡、勢多とゝ已

上代ゝ、橋なゝして、渡場まりし也、○伽豆區苔利ハ、

潛鳥まり、即王以下の人ゝの、入水をたゝへて、次の

梅珂志淤曳泥麼へ、係たるなり、○梅珂志淤曳泥麼

は、目ゝ不見者にて、志ハ助辞也、水多ゝ潛沒バ、目に

見えにゝなるを云て、彼、入水の人々の、流ゝるに、係

たる也、○異枳迺倍呂之茂ハ、息滞しもまり、此言、後世

に、憤、字の訓に偏て、念怒の方にのみ、云めゝと、古へ

は然らに、行ゝにまし、念にの晴に、心のゆゝめるに

云ふ、此も生捕に為んと思ひて、攻るに、思ひの外へ水して、捕うしたるを、遺憾みて云る也、萬葉十九ふ、伊伎騰保流、許々呂待宇智乎、思延とある、是多く、鬱情を、延んと云るまり、即言の本ハ、息滞てゐ言の約まて、息滞となる、甚を又、息滞しと云る ハ、恐を、於曽呂志と、云と同例也、

○一首の意ハ、渟海之海の、此、勢多、渡場を、追留る限り、追迫来しに、思ひよらぬ、時の如、水中に潜入り、ぬ、月にしたゝぬ、生捕にして、又助人事謀も、あり、まんに、くちをしきを、せしうれとなり、

於是探其屍而不得也、然後数日之、出於菟道河、武内宿禰、亦歌曰、

思ふに、此時ハ、甲冑なども、著ぬ、つらん故ふ、とゝみふは、うゝび出ざるべし、

阿布漲能漲、齊多能和多利、珥、分豆區苔利、多那伽漲須疑豆、于旄珥等邏倍苑、

○上三句上註、○多那伽漲須疑豆ハ、田上過而なり、田上河ハ、近江國栗本郡ふて、宇治川の源なり、萬葉一ふ、磐走、淡海乃國之、衣手能、田上山之、真木佐苦、檜乃嬬手乎、物乃布能、八十氏河乎、王藻成浮倍流礼、とゝみ、ゝり、田上河、宇治河、一流なるゝ、ゝるし、○于旄

琊等遲倍菟ハ、於宇治捕上つ也、等遲布ハ、取を延、さ
ゝふて、蹈を、布麻閉と云類也、今のせふ、生捕なゝにすの
えゝさハ、それバ、此も日数経て、流きの下へ寄来し
偏也、
を、取上ゝを、如此云也、此處ふ、あはく葬られさ
るなゝゝし、攝津志ニ曰、河邊郡、中山寺村、中山寺、寺後ニ
有荒墳、曰鍵塚、相傳忍熊王墓とゝ、ゝて此歌一首、
上平言ふして、かゝれゝる処なゝ、
記云、故建内宿祢命、率其太子為將禊而、経歴淡海及若
狭國之時、於高志前之角鹿造假宮而坐、中略於是還上
坐時、其御祖息長帶日賣命、釀待酒以獻、爾其御祖御歌
曰、
太子ハ、品陀別命應神天皇ふ坐ス、高志前を、越前なり、此
道、口呪等のゝハ、下ふ出ス角鹿ハ、和名抄ふ、越前國敦
賀ハ、都留我と云ゝて、郡名出ス、今も然云ゝは、後に訛ゝる也、
此中間ふ、気比大神と、易御名のゝあり、本書ふて見
べし、此に用なきゝゝれバ、省きつ、ゝて此御時、皇太
子の、此越海まで、遠く禊祓ふ、行幸けるを、御父天皇
の忌明のゝみゝを、有べゝず、彼伊耶那岐命の、日向
海まて、行幸し類ひふして、最重き所由ぞ有ゝし、
竊ふ思ふゝもあゝど、此ゝゝを得記ゝず、今此御歌を、
其時待酒を釀て、皇太子を、壽ぐせゝふ、御歌なり、
許能
美岐波、和賀美岐那良受、久志能加美、登許余迩伊麻
須、伊波多々須、須久那美迦微能、加牟菩岐、本岐玖流本斯、
登余本岐、本岐母登本斯、麻都理許斯美岐叙、阿佐受袁勢
佐々、

○許能美岐波、和賀美岐那良受ハ、此御酒者非吾御酒、と云て、其獻る物と、言榮けときの、一ツの詞なり、上の崇神、朝活日獻酒時、歌ふし、許能湹枳破、和餓湹枳那羅孺、椰磨等那殊、於朋望能農之能、介湹之湹枳、やと云て、又神樂採物ふ、美天久良波、和賀ふ波安良須、阿女ふ末須、登与遠加比女乃、加美能美天具良、古能都恵波、伊豆許乃都恵曽、阿米ふ末寸、登与乎加比米乃、加美乃都恵奈利、なり、安布佐加乎、計左古衣久礼波、夜末比登乃、知刀世都介登豆、久礼之都恵奈利、などある、皆因じいとなり、○久志能加美と、

藥之神なり、御子喪なく事なく、千年をも、榮えきせと、所念行御心以て、此神ふ、託しなりと、同心なくふこゞ、三輪ふて、大物主神ふ、託しなりと、同心なくふそあるなり、神代紀ふ、夫大己貴命、與少彦名命、戮力一心経營天下、復為顯見蒼生及畜産、則定其療病之方、云云、神名式ふ、常陸國鹿嶋郡、大洗磯前藥師菩薩神社、名神大那賀郡、酒列磯前藥師菩薩神社、名神大なる、此二神の、大己貴、少彦名ふ坐々らと、文德實録、齊衡三年十二月、條下に、惜うなり、此藥神と約て、此ふは久志能加美、と申し給ふなり、須利ハ志と約まり

此、藥神を、抄ニハ、酒神とし、傳ニハ、醫之上とし、解
ニハ酒之神とせり、又酒、古名區志考と云物ハ云、
藥と云、称ハ、本奇しき、其を體言にして、久須理
ものそ云なり、久須理ハ、上古、もはら酒を称き、
さて大汝少彦名、二柱神の、はじめ酒を造初り給ひし
ことを、藥神と申奉りしと、はじめ次の應神天皇、
大御歌ニ、許登那具志、惠具志ニ、和礼惠比迩祁理、
とあるを、思ひ云ひつるものなれど、彼ハ酒を指
て、詔へるふなれば、其処ニハ云へるし、又酒を指
既ニ崇神御條ニ云へるを、即佐氣の氣を枳
とも云を、即佐氣の氣を、溥じたるニ、汁食の義、其を枳
ど、藥とハ、固ヨリ別なれ、酒ハ、百藥之長
なるを、やうに、藥の為ニ用ひバ、藥、中の一ニ
はあるを、常ニ飲食と並べ云て、打つるを、專ら
食の一ッなれバ、萬葉ニ、御食向、木、瑞、とうたへハ、連
けるを、又大己貴、少彦名、二神を、酒を造ること初り給ひ
ふ、故ニ、藥神と称ふ云へる也、藥師神と称せ
る由来ハ、上ニ引、神代紀の本文に云へる趣なるを
以て、申たるなれ、はじめ二神を、酒の祖神とせるを、
物ニ云へば、故酒、神、なるなれ、其中に、はじめ二

神ハ加へられ、延喜式、酒殿、神たるを、知
べし、但此二神、萬ッの子を、始り給へバ、酒を造
ること、はじめ、はら、既ニ其以前、食保神、大食津姫
神も、坐々ければ、神とハ申ものなり、古典の上
ニハ明う也、上に倭大物主、神と称へて、酒を獻ること、此
に、藥神と称へて、酒壽しき、
ニ、由縁ありてのものなれ、はじめ二神の、酒
ものなり、又酒を、奇しき物なれハ、區志と云とい
へるも、いとなれ、酒の、人を醉
もの、間れるを、行ものを、奇しと云へるを、天地のもし
の、煎れ、伊れ省れるを、いとん、藥と云へるを、草
ものを、奇妙なること、言ニハあ
そや、

○登許余迩伊麻須ハ、常世坐ものを、神代紀ニ、其後少
彦名命、行至熊野之御碕、遂適於常世鄉、と云へる、常世
と云に、つくるる中に、此ハ、幽冥を指て云へるもの、

幽冥のことハ、道別ふ、委く出ッ、常世のことハ、又もいつべし、

○伊波多々須ハ、石立たて、神の幽冥ふのと、御魂と多く、石ふ留りたること、詔ふなるべし、既云し、

文徳實録八、齊衡三年十二月庚午朔戊戌、常陸國上言云云、條下ふも、両、怪石とあるハ、二神の御魂代、廿餘、小石とあるハ、御子神等の、御魂代なり、又式ふ、能登國、羽咋郡、大穴持像石神社、同國能登郡、宿那彦神、像石神社、大和國添上郡、天乃石立神社、萬葉三ふ、大汝、少彦名乃、将座、志都乃石室者、幾代将経、ふ外伊勢、椿田大明神、石薬師等の類ひ、法國ふ多うる、皆

此二神の御像代なるべし、別に考へべし、○須久那美迦微能ハ、少名御神之なり、○加牟菩岐ハ、神壽なり、出雲國造、神賀詞ふ、神賀吉詞奏賜波久登奏、持統紀ふ、天神壽詞などの如く、下へ連く時の縛なり、菩岐ハ、大殿祭祝詞、古註に、言壽、古語云許止保企、言壽詞、如今壽觴之詞、ととなり、又萬葉に、保伎、保久、保賀比、などみなり、後世ふ、許登夫伎と云ハ、即ち、許登保伎と、訛れる也、ととて今此の、加牟菩岐ハ、幽冥神うけて、壽をふ行ふなり、○本岐玖流本斯ハ、壽令廻ふて、次の母登本斯

と回ることを、只少しばく詞を薄て云る、若後ふ多
う、其ハ廻の米と、母ふ通ハして、廻といひ、又麻ふ
通ハして、廻と云、此米具理、麻波流形容を、久流々々
也云、されバ、反轉を、和名抄ふ、辨色立成云、反轉、久流
閉枳、また、繆車、唐韻云、繆遭反訓、久流、絡絲也漢語
鈔云、繆車とあるも、久流とし廻る物なる故ふ、云名
也車と云名も、久流廻の義也、宇都保俊蔭に、阿修羅
怒れる形を出して、眼を、車の輪に如く、見久流倍う
して、とあるも、眼をくるくるとして、見廻けると云なり、又
紬を、和名抄ふ、久流利とあるも、廻る飛矢なれバ、云

なるべし、此等に合ふ、本岐孜流本斯と云も、壽
廻なり、廻とて、壽なるべくふも、又壽て、久
理返し、祝壽なり、常ふ、思廻け、言廻けと云も、
なほ返ることなるふ、合せて知べし、扨此処の白等、神
壽と、豊壽とを、相合せ、壽轉しと、壽廻しとを、相対て
きけバ、なほく右のことを、聞なるとと、昔なり聞知て、伝
る釋の、なるべる故ふ、めけうるなく、物よりを
なるて云なり、なて、此壽轉し、壽廻しを、まふ至てハ、
少御神の常世なり、廻し来る様に、云なるふ
なハ、其処なて云へし、

傳云、壽令レ狂ル、萬葉四、あれまして、いくうもへめと、ぐくも、久流比ル久流ル必、なりれゆるうも、丸て、久流布とそ、物の定に静まりぬして、左右ふ、動き蕩ふと云、此ハ左右は、事を悉して、さきくくと、壽を詔へて、同六ふ、やきたられ、かどうちもも、壽態シワザを、ぐし、以上とうハ、いくみし大夫、禱ホガ豊御酒ふられ醉ふ、は初二句き強説ゴトちう、壽狂ホギクルふと云ハ、次の、本岐母登本斯、とある対句ふ、懸離て、古への雅びを為び、偏違の、いを居ぬ句と、なせるものちう、又其引て云、萬葉四歌も、狂と云ふそあるぬ、又六ちも、焼キ太刀を、来日朱来ドロと、打ハナツ放とそ、勇士の勢ひを云、るにそあれ、いうで禱態ふ、撃カ、ちうん、本文を、強ることて、萬葉歌の、二首のをまでも、云と曲ちれうる、人悉ハせうで、抄又解説なども、ちいれわど、さまでもは弁ぶ、ぬは書とり合せて、をひうるを、ちうん、

○登余本岐ハ、豊壽ちう、豊ハ、豊葦原、豊泊瀬なと云

ろて、大く、廣きをの、称辞也、ちう、豊樂、豊年、豊御禊、豊幣、豊栄登ちうぐうちうそ、饒ふ盛なるをみて、上の神壽は、神ちる壽のを、此豊壽ハ、豊なる壽と云にちうて、

対、合せうるちう、○本岐母登本斯ハ、壽令迴ふて、是も壽迴ちうと云を也、萬葉四ふ、磐間乎、伊往田、十九ふ、大殿之、此迴乃、云云なぐ、みうちも、皆迴のをなるう、既ふ神武、大御歌、下ふ、云にうぐめし、それバ、壽迴ぬそ、壽迴ぬて、迴ぬそ、ちう返し壽ふふちと、悟ちぐし、

是をも傳ふ、左右ふ思ひ考へ、左右ふ言をぐちして、善ちをに云とすとて、宇治拾遺物語ふ、翁

伸ちうう、屈まりて、舞べきかぎり、そらぐまで、
をいまをして、一遊を起まけり、舞ふとあるも、
けりまりふ回山、と云るも、上の強説ふ、合んまの、
附會ちう、壽詞を、懇切ふ
也、立走なりして、分と廻らんを、云ふはあらず、又
解ふ、祝ひまりと、廻ふ、縄ると、いう、「いらんがわし」と云へるも、違
へる、廻ると、縄ると、いう、
うでら、固しうん、

○麻都理許斯美岐叙ハ、獻来御酒曽なり、此語、常ふ
奉獻と云ハ、立奉ふて、本捧物を、賢木などに著、
倉代、机等に立て奉しなり云ヒ馴れど、本麻都流と
云ど、奉なり、まれバ、萬葉に、奉御調、萬調、麻都流
なりて、云なり、なり、許斯ふを、懇切ふ壽重ね
て、少御神の、石立に常世なり、獻来なり、御酒ぞと也、

けり白心、諸注よりわれど、まりて、まりて、しを、
○阿佐受表勢佐々ハ、不餘飲率々、と云なり、其不餘
は、餘ぬの主、表須ハ、食なふも、飲なふも、相兼て
云ふ、此ハ、表勢と云て、飲坐と、令なり、次巻の、吉野、
國主歌ふ、意富美岐、宇麻良ふ、岐許志母知表勢、と
ひり、佐々ハ、伊佐伊佐の、伊を省なり、今世ふも、飲
食を、人ふ勧なふ、佐佐召と、云ふ固し、此浪、伊佐と
云ふ、濁ふ、伊を省ハ、清音也、此句も、昔
清く解得なる、釈なし、
私記ふ、不溢也といん、扨ふ不飽欲、と云るも、共ふ
叶ハぬ、飽足まで、と、云べき処なれ、傳ふ、令酒

を、阿佐須とも云べしと云るもいふ。水の醨るを、阿須といへばとて、酒を飲に、淺しといひてもあるべきにあらねば、又佐々を、神楽のはやし言に、引つけてとかるも、あらぬ説どもなり、

○一編の意は、此御酒は、吾醸て獻る御酒にはあらず、太子の御壽命を、幸へ給ふ、御薬神と坐て、其鎮らす方も、常並に、不變名に負て、動なき巌のごとく立給ふ、少御神の、懇なる神壽に、壽廻し、豊壽に、壽くるし、壽廻て、遙々此まで、贈獻來し、御酒なれば、餘さず、残さず、飲せ、いざ〳〵となり、さて吾醸給へる酒を、如此白給へる、偽にはあらず、其日少御神を、齋祭給ひて、實に然か禱たまひしほどある酒はいかゞ

る、醴酒の類ひなるべし、御兒にまゐせば、未醉に酒ハ、奉はべらず、神代紀下、鹿葦津姫命、御子養育給ふ條に、醸天甜酒、嘗之とあり、

此御歌、かけまくハ、恐きことなれど、御言少になる中に、浮き餘情こもりて、いともいと愛く、尊き、御歌なるべし、

如此歌而獻大御酒、爾建内宿禰命、為御子答歌曰、

許能美岐袁、迦美祁牟比登波、曾能都豆美、宇須迩多弖々、
宇多比都々、迦美祁禮加母、麻比都々、迦美祁禮加母、許能
美岐能、美岐能阿夜迩、宇多陀怒斯、佐々、

○許能美岐袁ハ、此御酒乎なり、上注、○迦美祁牟比

登波(トハ)を、将醸(カミ)人者(ヒトハ)なり、祁流(ケル)と云(いう)べしと、祁牟(ケム)と云(いう)を、大后、御歌ふ、少御神の獻(ウケ)を承(タ)て、誰(タ)ぞ醸(カミ)とも、其人は、知られぬ事なれ、詔也、○曽能(ソノ)都豆美(ツヅミ)は、其鼓(ソノツヅミ)なり、曽能(ソノ)とは、醸(カム)酒(ヲ)なり、当昔(ソノカミ)口鼓(クチツヅミ)を打て、歌ひ、舞て、醸(カム)なりひふ事なり、級ふ、加美(カミ)祁牟比登(ケムヒト)と云を承て、其(ソノ)とハ云也、次、明宮(ミヤ)朝(ニ)云、吉野之國主等(クズドモ)、於(ニ)吉野(カシノ)之白檮上(ヲクスヲ)、作(テ)横臼(ヨコウス)而於(ニ)其横臼(カミテ)醸(カミテ)大御酒(ヲ)、獻(ル)其大御酒(ヲ)之時(ニ)、撃(ウチ)口鼓(クチツヅミヲ)、為(ニ)伎(ウタヒケラク)而歌曰(ウタヒケラク)、云云、下ふ引儀式ふ、且春(ツキ)且歌(フ)とあるも、是也、彼、明宮、朝ふ、知醸酒人名(シルカムサケヲヒトノナハニホ)仁番(ニホ)、又名(スミコ)、須々許理等参来(リラ、キタレリ)也、云云、姓氏録、酒部、公、條ふ、大鷦鷯(オホサヽキノ)天皇、御代(ニ)、従(ニ)韓國(カラクニ)参来人(マヰコシヒトエ)、兄曽々保利(ソヽホリ)、弟曽々保利(オトソヽホリ)二人(ニ)天皇勅(ミヨク)、有(ル)何才(ニ)、皆(ナ)有(ニ)造(ル)酒(ヲ)之才(ニ)、令(ムラ)造(ニ)御酒(ヲ)、云云、なる、此須々許理(スヽコリ)、曽々保利(ソヽホリ)等の称も、造(ル)酒(ヲ)として、口を啜(ス)るなり、出(いで)る也、倭姫命世記ふ、味酒鈴鹿(ウマザケスヾカ)とはゞけ、字鏡ふ、酬(スヽホリ)、須々保利(スヽホリ)なる類と、相合て知べし、今世ふて も、造酒家に、立(たて)るなるふ、米を洗精(アラヒシラク)るにも、醸(カモ)なる ふと、口笛(クチフエ)を吹鳴(ふき)し、是即曽々保流(ソヽホル)なり、ふはゞき、足つき、舞(マヒ)に似(にる)、態(フリ)を為(ナス)なるハ、古へ遺(ノコ)れるなり、いふして、然(シカ)う為(スル)ぞと、尋ねるふ、只為習(シナラハ)しなれバ、其所(ソコ)

以ハ知ラレドモ、釀スル酒の、涌の弱き時ハ、故ふロ
鼓を打ちて、あちこちとそれバ、諸實の、よく涌立んを、
誘ふわざとなるべし、此外祝と、忌ム多うる、甚為ふ
らくに、背くハ、極メて酒熟ゼざるとき、此等のう
ちも、何處の國ふるも、造酒の人々、甚々に心ゐる
るべくれハ、已いくう採出るのく、
傳云、凡て其と云ふ、古哥ふ多うるも、皆上に指
るあらと、此を指るを詳なるべ、是ふ一ッの考あ
る、次ふ云ふ鼓ハ、和名抄ふ、和名、都々美と云、凡て古、
ふ鼓と云しも、今世の大鼓のうふて、今鼓と云ふ
ハ、其鼓の中れ、一種なるべ、云ふ、或人云、都豆美ハ、都
曇字音なり、唐書、禮樂志ふ、天竺伎、都曇鼓あり、白
孔六帖ふ、都曇答臘本外東、樂、都曇似腰鼓而ふ答
臘ハ即蜡鼓也、と云ふ、都曇と云ふも、答臘と云

も、本其音ふるうて、著名なるゆ、さて皇國ふ
て、都豆美と云ふ、阿曇と書る例なるとも
思ふふも、信ふ都曇の、字音なるべく思ふ、然ら
ば、皇國ふ、本有し物ふそあるわと、此御時、歌
ふるるハ、向ふ新羅御征のを、此宿祢命も、
彼國ふて、此物を擊を初て、見聞て、ものづらうに所
思しを、今思ひ出て、うるべし、さて
そ、其鼓とそうるれくるる、其とそ、大后の御哥ふ、常
せふせとあるを承て、其常世國と指るふて、其常
世國人の、彼そづらうふるし、鼓と云物を、うら
もやして、釀はくんと云ふやあるん、かくるれバ、
はけふ、鼓をうるるも、疑ひるく、又其と云辭ハ
指やるる有て、よく叶へ已以上傳説、やるる、可
笑くれ、鼓も、其と指とるるも、上の條くふ、弁へく
る如くなるを、已ものづ目して、已ものづ理て添た
は、其説の迂遠くく、彼、りてるる樂器、鼓と、假令新
羅ふて、始て見くくんとも、何の因ふ、酒、歌ふくく
へくくと、するふるうあくん、又都曇と、此方にて、都
豆美と、唱へ改めくくとせば、欽明天皇、朝くく後
なくくそ、叶ひぶるかるべきくのるふ、そやく

應神ノ朝に、島も往來ぬ、吉野ノ奥に、國栖人等が、為習
ハし居けるを、いふに心得うるあらん、抑都
豆美と云言ハ、本口と鳴により出て、彼和名抄の、
摺鼓、鞴鼓、鼓等に轉せ、其レより大鼓等へも、溥ルたる
みるそハあれ、されバ、宇鏡集に、喉ハ都豆毘留、鼓ロヲ
也、哯ハ都太美、和名鈔に、哯吐ハ豆太美、小児由テ哺乳冷
熱不ヽ調所ヽ致也、新撰字鏡に、酤ハ佐加奈都豆志留、土
佐日記に、はしらまうたくに、又はじめきてやむ、云云、
此等皆都豆美てふ言の、類語なる中にも、鼓ロを、
都豆毘留、鳴ロヲを都太美と云なしゝを、都豆美てふ
言の、隣のめし、然のみなるに、近来儒者徒ら、聊も
漢國に、似よれるあれバ、彼を本として、云とせ
つる、猥言どもを承て、彼ノ都豆美ハ、都曇などいへるに、
諂ひなるそ何すそや、彼ノ説等の漫りなるすハ、都
豆美をいふ條にハ、其ノ音を、都曇答臘といひとなし、又
ならしたるをと云語に、引あてたる條にハ、都曇
答臘也、などいへるはうけれ、おかし
あてじをなることものとや、

○宇須通多豆々ハ、立臼而也、迩八乎の意にて、彼挿

髻華を、宇受通佐斯、戀妹を、妹に意なども云へる類にて、
古言の大方は定まれる也、立臼とそ、儲臼即醸酒ことそ也、
萬葉十六に、かしまねの、机は嶋乃、小螺乎、云云、髙机
に盛、机爾立而、母に奉都也とある、是も立机而の意
にて、其ノ立る事からも、やゝ似よりて、其ノ儲臼醸る
状を、同巻に、味飯乎、水に醸成云云、大神宮儀式帳、清
酒作物忌ノ職掌に、陶内人作進甕三口仁、碓春白御酒
備儲供奉、とあるを合せて、其大概を察るべし、かく
まては、曾能都豆美と云一句そ、今は一句を隔てゝ、次
の宇多比都く、迦美祁礼迦母、麻比都々、迦美祁礼加

母、と云へ係れる也、臼ノ上ニ立レ鼓ヲとゝ云ふ、あるけるそうし、

然るに拙云、私記云、師説、古時臼ノ邊ニ立レ鼓ヲ、以其聲助ク杵ノ聲ヲ也、と云ふ、是ハ酒造る米を舂ク時のる也、傳云、契沖、是ハ云云といふるそ、醸と云へはけきなる酒なるると忘れさるるや、米を舂ク牟カロカムとハいうでういふん、鼓を、臼の邊リに立置て、醸カムをする、なゝ云ふ、始メ一歩の踊たうゝ、まゝ〳〵に惑へるのなり、解も、鼓の惑ハ臼しうきゝど、臼とは、酒を醸カモする器なるや、延喜式に、造酒の器の中に、臼なる類なるんと云るそ、然そあるへき、

○宇多比都々、迦美祁礼加母カモハ、歌作タヒツクル、将醸カミカ欤もなり、

上の曽能都豆美と云ツと、此に連ケて、口鼓ツミウチ打て、歌ひ且舞ヒなゝして、醸カムるよ、既に引し、吉野クズ、國主等に撃チ

口鼓ヲ為ヒツ伎、云云と云ふ條と、合せて知べし、○麻比都ツ々、迦美祁礼加母カモを、舞作ヒツケル、将醸カミカモ欤毛なり、此二句ハ、呂宇多布と、麻布とゝ、分ケたるのみにて、同しくを、例の少し酒を換て、調べなるせる也、○許能美岐能ハ、此、御酒之なり、○美岐能阿夜迦ハ、御酒之阿夜爾て、御酒之を、上を承て重ね、阿夜迦ハ、阿那迦とゝんゞ如し、此語の多、既に巻一沼河比賣、御云、王、此美岐能寄又其次々にも、の三言、紀に無ハ、ゝに似るゝとも、此を上句の半を、再ひ云重ねて、阿夜迦と云言に、加、なれば、ひる方なるべし、○宇多陀怒斯岐佐々ハ、宴楽、諾々

の、宜を省るもあるべし、抄、傳ふも、轉樂と釈しつ、
きもなれど、次、明宮、朝、矢河枝比賣命ふ、大御酒盞を取し
給て、御宴為に大御歌ふ、宇多々氣陀迩と、詔ひ給る
も、宴酣の意と可ら、又轉ハ、憂疊の義なれバ、
ぬるれ、進むとのみ云て、善きるれ疊ると云る例あ
らぬはふ、協ひ、既に、ら物ふ、其例と、悉く書出し
つ、事ふ觸バ、下に引るもあるべし、
又今本に、此句、斯の下に、岐を脱しなり、此岐なくて
は、上の祁礼加母と云るも同じ、
紀の一本ふ、于多娜濃芝枳沙と云るを、枳、下の
作を脱し、又一本を、作、字の上に枳を、脱しなるも、

釋紀ふも、枳沙と書れ、ると云れバ、そやくハ、枳を
じ有しなり、故今紀の一本ふ依て、補ひつ、諸抄何も
のるをいをざ、ふも、此、枳
る を、疎うなり、佐々ハ、此も誘々みて、つどく君も飲
せ、我と賜らんを、云なり、

○一篇のをハ、ぎふも此御酒を釀しるも人ハ、然も
ハ、ぎみうち、臼を立倫て、ら、ひ、ぎ釀み、舞て
釀るれバ欲母、此御酒の、ちやふ味く、今日の宴に、樂
し枳よ、つどく君にしきこしめせ、我も賜をなん、と
ち、をを、歌、あやふ美味とそ、いをぶして、ちやふ
樂しとを云るを、彼、ぎひ、釀ひ、酒の美味をハ、其
釀るれうも、とあるを承て、中に、ちめなるなり、よく心つけて、あるべし、

本文此哥の左に、此者酒楽之歌也、とあり、本賀比そ、本岐を延てゝなり、此語のゝ、既ふるいづ、但此文ハ、後し宴楽の時ふ、備て歌ふ、れ、有しに就て、ゝゝ名也、此、下ふ、二首とゝを、漏したるなり、又此歌、

紀ふハ、虚能涕企破、和餓涕企那邏儒、區之能伽涕、等虚豫珥伊麻輸、伊破多々須、周玖那弥伽未能、等豫保枳、保枳茂苔陪之、訶武保枳、保枳玖流保之、摩苑、利虚辞弥企曽、阿佐孺塢齊佐々、

武内宿祢、為太子荅歌之曰、許能弥企塢、伽弥鶏武比等破、曽能苑豆弥、于輸珥多豆々、于多比苑々、伽弥鶏梅伽墓、許能弥企能、阿椰珥于多娜濃芝作沙、作沙一本作柯

沙ハ

明宮朝十三首　紀十首、記十二首、其中、同歌有九首、

紀曰、六年春二月、天皇幸近江國、至菟道野上、而歌之曰、

此ハ、天皇近江國へ幸行ましたいてに、菟道野ゝ、葛野の景ゝを眺望て、賦せ給ひし也、宇治郡、葛野郡、近く並ひゝ、後に皇都と成し物也、地ゝ名れはそのうみゝ、栄てありしゝ、記に也、御立宇遅野上に望て葛野

歌曰とあり、

知婆能、伽豆怒塢弥例麼、茂ゝ智儛蘆、俄耳波毋弥喻、區珥能朋毋弥喻、

○知婆能ハ、千羽之ふて、鳥羽の、古名なゝ、知と、登と、音親しく加よゝ、鳥羽ハ、今も、上鳥羽、下鳥羽ありて甚廣き地なゝれハ鳥羽ゝ葛野と、ゝへきゝの、此時いまゝ、郡名に也、一郡の小名ゝ、今山城國、古圖を以て推之に、宇治野と指処也、宇治郡の西の極、小栗栖野也、甚小栗栖野ゝ、竹田、鳥羽、葛野と並て、直向ゝ、故甚圖に就て、如此也定ゝ

傳ゝ、契冲曰、千葉ゝ、葛ハ、葉の繁き物なれハ、甚拙詞ゝと云ふ、云云、解云、蔓にかゝ法発語と、師の冠辞考に見ゝ、葉の繁きを、千葉と云ハむゝ、いうにそやおもへど、今考へゝ、出バ、く師説に依つと云る、此説の如く、草木に、葉の無き物もゝる、葛に限て、千葉と置べきこと也ゝ、彼、まそけ尾ゝなゝの類ゝと也甚やう吳ふして、専地名とこそきこえゝれ、

○伽豆怒塢弥例麼也、見葛野者ゝ、牝此地のこと、

甚仁紀に、竹野媛者、因形姿醜返於本土、則羞甚見返、

到葛野自墮輿而死之故号其地謂墮國今謂弟國訛也、

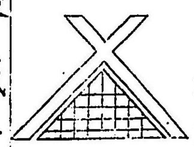

如此、永遣違て、上の を千木或ハ比宜ともいふ下の 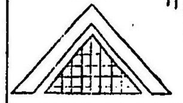

傳云、毛々ハ、物々にて、諸の毛也、知陀流ハ、登陀流ハ、庵廚の竈所の上に、炊烟の発騰る處をいふ、諸本ハ、冨足の意なり、足ハ稠く烟の騰る百の家煙の所見る由なり、云云、解云、百煤垂なり、式、祝詞に、天乃血垂とあるも、煤垂にて、是と同言也、云云、須志の約也、志なるを、知に約じたる言なり」上巳云云、此等ハ安きを、故に此つうしく約して、説るに似たり、今按に、古事記祝詞なる、登陀流なるも、血垂とも、垂なるを、榑風垂の約れにて、屋上の、榑風ハ、垂くぶ形なる下ふ、炊烟を出すにて、閉おく、窓の如き物の事也、俗に烟出しと云、千木ハ、其、榑風の上に屬物なれハ、古書に、榑風字を、直に知に岐に、用たるなり、神武紀に、峻峙榑風於高天原、和名抄、古本に、榑風ハ、辨色立成云、榑風板ハ、比宜、大神宮延暦儀式帳に、正殿一區云云、上榑風肆、枚長二丈八尺、弘八寸厚四寸、号称比木、其形、とある、其、二丈八尺の板を、屋上の両腋に、

を、千木垂、と云ふを、略きて、血垂とも云ふ、此を記に、登陀流、天之新巣之凝烟之、八拳垂摩底焼拳而、などゝ續けたる法、千木に、於高天原と云ふより、屋の高き所に、上ケおく物まれば、天之とも云ふ、今も田舎などハ竹簀殿簀などゝ、竈所の上に、屋裏に掛わ置るが、よりあるも、古への遺風なるべし、

彼、記、文ハ、今新に大宮を造て、永き世まで御饌献らんと、申給ふ、祝詞なる、新巣といひ、八拳垂摩底焼拳底なとも賀称へ、孫よふうとなれ、登陀流てふ詞を、おまうて、祝言と心得るを、たうよる也、又烟の繁く發ハ、富る也とて、其烟の出る穴を指て、富足とも云ふ説ハ、特にいうて、諸ハ、共を牟多、群を牟良、別などゝを、搏じたる詞なるものや、又鮮に、煤垂とゝるもたうへ、萬葉に、酢四手雖有とよめる、酢四ハ、煤倫の須倫を、伯て須志と云るにてハあ、又然う煤の飯たらんハ、何の富る志なるしまん、此等ハ、皆彼、記、文を、あしく心得るより、思ひたうへなるべし、かゝれば右の登陀流、血垂と、此処の茂も紅儀

蘆とハ、別なるを、悟てよ、今此句を、百千足とも云こゝをハ、下の胡倉、宮、朝、寄の前文に、百枝槻とあるて、其、寄に、毛い陀流、都紀賀延波、とよくるも、其、枝の、百と、數と足倫るを云るに、依てあるぞよ、

○夜珥波毋弥喻ハ、家建毛所見より、家建とも、家を敷地を云、船を漕海を、船庭とゝゞめし、此も彼、廣き鳥羽、葛野あるゝ此原に、百千と、足らひめく家村を、所看行て、詔ふ也、扨に、此、句を、矢塲う、と弥喻ハ、國之秀毛所見なり、此、朋てよ言のこと、いと諭しふくうれハ、物に移して、云試むべし、先つ浪の穂ハ、浪の高く立所をいひ、栲の穂ハ、栲の白く映所をいひ、最枝ハ、上つ枝の、末をいひ、秀罇ハ、樽の大きな

○稜威言別

うをいひ、保豆ハ、最取の義にて、俗にいをゆる、相撲の関取をうづ巾く、低きに對へて、高きをいひ、醜悪に對て、美好をいひ、劣れるに對て、優れるを云、闇きに對て、明きを云、隠れるに對て、顕れるを云、常に火を、保と云、量を、保之といひ、又保賀良加、保乃加、保能と、保尓阿良波留、などゝ云類、是也、又船の帆、薄の穂、人の貌尓、頬などもいひ、又詞にも、保米、保岐、保佐伎、保志伎、麻保、などゝ云言の類を、悉く合セてゆうば、おのゝ甚本義をも、悟られゆをゝ、しかれば今は、國之穂てふも、姑く國原の中に、保

ゝ顕れて、宜き処のゝゆるゝしを、詔ふとして、違ふゝあらはるゝなし、

然るを傳云、久尓能冨ハ、倭建、食物歌尓、久尓能麻本呂婆、少あると同して、師のいをれるゝめく、久尓能冨とは、山の周れる中なる平原なる地をゝなり、葛野ハ、愛宕、葛野、乙訓、紀伊、四郡うち連きたる平原なして、東北西に、山立廻りて、山城、國の奥區なれバ、實尓國の冨なり」、などゝなる、足ハ保てゝ山を立廻りて、ゝるものなり、今の平安城の地こそ、三方山なれ、彼、四郡の、いうて奥區なるゝし、甚うへ宇治ゝり見わゝ弦ハんに、四郡の地を、一望に拾もるゝあゝハんや、其里数行ゆとありと思ふて、かゝるゝをゝんうゝるにうゝん、彼、山の立周れる中の、隠里うゝる処を麻保運とゝこゝハ既に倭建命の伝説條に、弁へ伝る如く、洞螺などゝと、同語、山區瑚結冊を、別語あるをパ、よくも思れ足よや、紀に、青山四周、まゝ内木綿を、真迮國などある、真保良と、最枝、秀鐏

秀國、秀嬬國、まゝ拷之秀、浪之秀、國之秀、ほゝ云る
秀と、いうてこの国徳まゝん、よゝ相合セ考へて、然
るにうれ、
思ひまどひそ、

○一首のこゝろ、け宇治野に、直向へる、鳥羽の萬野を、
うちわゝせは、百千と足満る、民北家庭もひゝまゝ
国の真秀まゝゝもひゝとゝ、け大御歌ハ、記も
かゝるこゝなり、

記曰、故到坐木幡村之時、麗美嬢子遇甚、道衢、爾天皇問
其嬢子曰、汝者誰子、答白丸迩之比布礼能意富義之女名
宮主矢河枝比賣云云是者天皇坐那理、恐之我子仕奉
云而、嚴飾甚家候待者、明日入坐、故獻大御饗之時、甚女

矢河枝比賣令取大御酒盞而獻、於是天皇、任令取甚大
御酒盞、而御歌曰、

木幡ハ、哥に出、丸迩之比布礼能意富義、丸迩ハ、姓に
て、孝昭紀に、天足彦國押人命、此和珥臣等之始祖也
とゝ、丸迩ハ、地名なり、是も哥に出、意富美也、大臣
ふも非ず、大使主にも非ず、名、下に附て云、別に一つの
称号なり、下に都夫良意富美、大前小前、宿禰、意富美
などの類也、紀に、日觸使主とある也、觸つゝ字
なる故に、借用れゝる、かくて此、比賣入内して
のち、生御子、宇遅能和紀郎子、次に妹八田、若郎女、次女
鳥王とゝ、今は大御雪ハ、姉て娶坐日、此比賣家に
て、大御酒聞食なり、昨日見そめ生し状なり、今日
の御宴の、楽しきをを
かゝて、よませ給へる也、

許能迦迩夜、伊豆久能迦迩、毛々豆多布、都奴賀能迦迩、余
許佐良布、伊豆久迩伊多流、伊知遅志麻、義志麻迩斗岐、義

本杼理能、迦豆伎伊岐豆岐、志那陀由布、佐々那美遅袁、須久須久登、和賀伊麻勢婆夜、許波多能義知迩、阿波志斯袁登賣、宇斯呂傳波、袁陀豆呂迦毋、波那義波、志比斯那須、伊知比韋能、和迩佐迦能迩袁、波都迩波、波陀阿可良氣義、志波迩波、迩具漏岐由恵、美都具理能、曽能那迦都迩袁、加夫都久、麻肥迩波阿豆受、麻用賀岐、許迩加岐多禮、阿波志斯袁美那、迦毋賀登、和賀義斯古良、迦久毋賀登、阿賀美斯古迩、宇多々氣陀迩、牟迦比袁流迦毋、伊蘇比袁流迦毋、

○許能迦迩夜ハ、此蟹乎なり、蟹ハ、数種あり、誰も目近く見知る物なれバ、今畧之、夜ハ、余とゝむう如き辞なり、記、上巻に、此口乎、不荅之口、とあるふ同し、此を抄に云る如く、此時御饗の御有に、此物の有ゝる に託て、ゝみ出ゝる也、橿原宮朝に、大御歌ゝ、鴨鯨をよゝせ、ゝ、類なり、○伊豆久能迦迩を、何處之蟹なり、傳云、何處ハ、萬葉五にも、伊豆久と有、是を伊豆許とゝハ、後の言也、さて此御歌、初九句半を、序にして、上八句を、蠏のうへを、二句ゝの、問荅のまに、ゝみ物なり、先此、二句ハ、問にて、次の二句ハ、此荅なり、○毛々豆多布ハ、百傳にて、百と、多くに處々を、経傳し来ゝる、ゝの、枕詞也、此に、都奴賀と

云に、連けさせ給へ、と、甚都奴賀を、津と、陸との意にとりて、彼越の浦〻、百と、多くの津を、陸路を、経傳へ来たる、〻なるべし、

抜詞の事、辞書にいちく、近飛鳥宮、朝大御哥に、あきちを、をぶにをぎ、毛〻豆多布、奴豆由良久母、神功紀、神託に、神風伊勢國を、百傳、度逢縣之云、右の百は、奴豆八、駅路の鐸のことなれは、百と、多くの野山を、経傳へ、とも、萬葉三に、百傳、磐余池、云云、此八、百に加へ傳へる、五十と云ことにて、いとなれの、伊の一言に云ひつけ、又同七に、百傳、八十之島廻乎、去ぐ、なる、ことも云、とも、百傳、八十之嶋廻乎、と、上に同し、上傳云、右の萬葉七に、百傳八十之嶋廻乎、とあるを百に数へ傳へる、百傳八十と云也、とあるも、例に違ひて非なり、又同三に、百傳、磐余、他と、百傳八、角障を写し誤れるものなり、たて磐余の抜詞に、百傳と云る八、一つもあるものなきを以て、誤なるべし、上傳況と云

も、今思へば、抜詞なるも、一辞を、種々に、いひ傳へて、ぶくるも、先多くは、いひ傳へ、ばかりなるべし、倒にたうふ、あるべきも、百と、多くの處を、経傳へ、行も、百と、多くは数の、傳へ、ゆくも、いひをてゆけば、抜詞同じことにおつれば、八十とも五十とも、ひけ、云まじきにも、萬葉十三に、百不足、山田道乎、同一に、百不足、五十日太乎、作、云云、此等に、八十とも五十とも、五十とも、連けいて、百傳、といひて、八十とも、倒にたるべきものなり、

私はいはべし、

○都奴賀能迎途も、角鹿之蟹なり、角鹿八、越前、國今云敦賀なり、既に上、歌神功紀大后、御歌、前文、

句も、蟹の答也、安しも多うるに、角鹿の蟹と、詔ふも、此、帝筍飯大神と、御名を易させ給へるを、

は、其故などありて、詔ふにや、蠏ハ、越前の名物にて、他國ハ、そくれて大きなるゞ、あるゝ也、以上抄説

傳云、契冲ゞ鱰の答へと、云るハ、ゆゑ、自問て自答へたるさまなり、又越前の名物にて、云云と云る、信に然るや、牡よく甚国人に問聞て云むへき也、

又御名を易さゝ 吗ふるきへあれバ云云とくれども、そのゆゑまでハ有ざるに、以上傳説 今云、契冲の蠏の答へと云、ゆゑハ、自問自答の内に、蠏の答へにをなる、彼、歌の上にて、よくゆゑ云るを、こゝにいとゆゑなきゆゑ、又彼、御名易ふるを云るもよしなきに、記云、亦其、神詔、明日之旦、應幸於濱、獻易名之幣、故其旦幸行于濱之時、毀鼻入鹿魚、依一浦、於是御子令白于神云、於我給御食之魚、故亦稱甚御名號御食津大神、故於今謂氣比大神也、と有て、甚神を御食津大神とさん、稱へ、ゆゑを思ふに、此、天皇の御代にも、角鹿浦ゝ、時々魚を獻、るゝ、ゆゑまに、此御饗、中の蠏をも、角鹿の鱰と、詔にしも、ゆゑらるゝゞもゝ、○余許佐良布ハ、横去也、佐流を迩て、佐良布とゝ、常に散を迩て、知良布とゝゞ如し、さて去といて、行とゝに因しゝれハ、鱰の核

さまに行を詔ふなり、夫木集に、源仲正、攜走る草間の露はをふれハちれをぢにや急き隠る、傳云、次の白つ比、言の連き、佐良比と有べきが如き、心ぢへ也と云ひ、今按に、横去ふ者と、者を加へてきく格也○伊豆久迩、伊多流ハ、何處に到るまり、此二句を、又の句ふて、次まる二句を、此まくまり、○伊知遅志麻、美志麻迩斗岐ハ、市路嶋や、三嶋にを、来てと、誓のうつを、詔ふ也、をて伊岐豆岐といひ、須久須久といひ移に、次の御詞ともの、うつに、急きたがり来生しをハ、ゆうくまり、きれハ此句、斗ハ、とてのを、岐ハ、来にて、遥その道比程を、伊知遅嶋や、三嶋ホ

と、来てのを也、此、二ッの地名、今何処とまりかし、抄云、此地名未詳、越前に在にや、三嶋に速きを、又見聞に速き抄已上、傳云、此二ッの地、何処まりん解まりに、角鹿まり、木幡に来つる道のまを以て、沿へるなれハ、近江の御湖邊まる、歟ハ、斗岐ハ、速来まり、云云、萬葉十に、夜之不深刀ホ、十五に、古非之奈奴刀ホ、十九に、行得毛来等毛、云云、これまり、契冲ふ云ことと云る、三嶋ハ、まるまれども、斗岐を、速きと云ハ非まり、又見聞に、云にも見らに、又師ハ、斗岐を、速行の畧まと、云れまど、此ハ御月のまり、見拾山集に此きて、詔ふまれハ、来とこそ有べれ、行にてハ、何岐れまず、きて北白まり、次の一句半を、加てハ、何岐豆岐へ續まり、抄已上、佐記、今按に此ホの説の内、速くと云ふ、多しと云る、おなつういそくまを、斗とのミ云ふ、彼、茅葉に、夜之不深刀ホ、云云奈奴刀ホまど、まる云、夜之不宛間ホの、上畧とも云、又外ふて、内のを也と云、り、何見にても、速めを、ふを非に、まる奇まを證として、例まを訂の例

とせしハ、いうにそや、集中、速く来ても、云云、速く往て云云とこそ、多くよみ入れ、速来、速往なと云る、とてちゝざるものをや、

○義本杼理結、迦豆岐伊岐豆岐ハ、鷦鷯之潜息衝にて、鷦鷯の、水中に入て、浮出て、息を衝きの連けあり、此を、鱸、とり、けゝるハ、鷺の角素、急きたるとして、息衝と云序にして、伊岐豆岐と云、やうで御自の御上に、詠ん時て、佐〻那美道を、息衝、とゝ、幸とし、とり、物は二白此連けのをゝ、上の忍熊王の御歌、迩本杼理結、とある時、いくり、たくハ、迩本、美本、通りし云とし、まゝぐし、けゝ白、物の詠のまゝぐしを、

も、仏に奔へ、なるゝの如くまれバ、そ引ば、甚佳よ、美本杼理を、迦豆岐の序、迦豆岐を、又伊岐豆岐の序まり、とゝて、二ッに、とりつゝる、ハ、まゝくにいうる也、○志那陀由布ハ、志那ハ、冠辭考に、級立る物を、斜に序ちへを、るをにて、序とを連くまゝん、云云、山城の、山階て、ふ處も、坂路に因て、階といに、越の国に、科坂在てよ、冠辭のるも、嶮き愛發に坂まゝの、階立る坂をお、ぼし、」とゝる、是を、廻して、悟ぐし、陀由布ハ、たゆむ、て、撓むと、心通つきれハ、此白ハ、萬葉に、岩根佐久美豆とも、伊行佐其久美、などもよゝる如く、高く

低く、上ゐ下ゐ佐く、行ク路のきまを、詰まり、傳に、地
湯を、多由多布と同しく、定まりきるを也、とある也
たうり、○佐々那美遅袁ハ、小浪道子にて、湖邊に
近き、岡山路を、詰上なり、近江國に、佐々那美てふ、言
を、冠らせたる也、尾、契沖の代匠記にても、湖水の小
浪を以て、さと心ばたらるゝ、きまなりけるに、冠辭考は
来、甚をひうるもとし中にも、記傳に、猶に嚴しく
云、もしら、今も天下の考ひそ成にける、故此を
一ふり云へんに、冠辭考も、姑おきて、傳云、沙々
那義ハ、近江、国の地、名にて、甚由、師の冠辭考に、

委く説れたるかし、志賀ハ、古へ、ふり、廣き名にて、
郡、名にもなるを、なほ古へハ、沙々那美ハ、志賀よ
りも、廣き名なる有ケむ、萬葉の歌どもに、沙々那美
の志賀と、多くよみて、志賀の沙々那美と、よめるも
なし、又九、巻には、樂浪之、平山とも、詠まば、比良の
なりまでかけて、名にでもなん、以上傳説 也ゝるこそ、
心得ね、そし近江、国に、筱並と云地のありて、南ハ、粟
津、栗栖、逢坂邊、北ハ、比良山邊との、大名に呼ばるゝ、
廣くして、皇居の、大津なりも、郡名の、滋賀なりも、名
なるうるむにも、甚地のうれ、物に出ばうやなるべ

き、さゝを、國史ハ本ゝり、式、和名抄等に至るまで、然る地の、絶てなきゝ、何にゝりて、地名と定りたるふうあゝん、既に、佐散浪乃國津御神、まゝ、樂浪彼大山守、などゝみゝゝを、おもて、小浪國とゝる也、神功紀ゝ、狭々浪栗林、欽明紀に、狭々波山などゝるを、又同し、是則湖水をいて、淡海國とゝるゝ、其一名を、小浪國とも云、又其國の山にも、林にも、卿にもかゝて、云しゝ、いと著明し、余若うし時ゝり、然るのこゝ心得て、世の學者ハ、右左論ふゝ、心の内にハ、可笑うけはゝど、彼、冠辯考、記傳、説に、醉る輩、心ばゝくて、衆きうねゝゝるに、年来経て、陀山石と云、雜録をゝゝゝ、あり、其書の巻六七に、淺井家記録を引て云、

上畧 近江國風土記に云、淡海國者、以淡海為國號、故一名謂細浪國、死以目前向觀湖上之漣漪也、云々とあり、

是ゝゝ力を得て、僻按を、發し出ゝゝ、甚矣長うれハ、ゝに也者きつ、

或人問云、さらば沙耶那義國、とあるごきに、狭々浪、彼並ゝ、ゝど書て、左て清音に唱つ来しハ、いう咸ゝそ、答云、ゝ浪ハ、古へ清音にて、萬葉等にも、左散難陜、佐左浪、沙々那義、などゝりて、清ゝるゝゝゝに、是を、沙耶と濁る来しハ、近世の俗習ゝり、近昔までも、清しゝハ、肖柏う哥に、川の邊ハ岸のゝの面に笹波ゝゝ、とよゝる類れ、ゝ風ふけハ水の面にてゝゝれ、ゝれバ今世にても、いゝゝう

き〻め、いき〻げ、いまら井、いき、小川、いきむ
ら井、き〻蟹等も、れ皆ホ細のを此、語まりきれど、
下の左を湯ひる、一ッもまし、此等に准へて、ホ浪の
やきも、彼方柏う奇の如く、き〻。なこと清て、く〻み
しるをきる〻ど、然るに、彼、冠辞考、記傳などハ、
今の俗此湯るに泥て、畢竟此、清湯く〻、右のひず
るハ、いんにられ〻まり、きて同じこをまうう、
延て、き〻れ浪とをきハ、下のを知る例なれ
ハ、萬葉にも、左射礼浪、沙邪礼浪、まどそ書る、此
も、彼と、おもひ紛ふべ〻うず、凡て清湯ハ、甚連言
ふ随ふをめれバ、古語の清湯、行是
も皆此例まり、心得おくべきものぞ、

○須久須久登、此語のをいまゞ定らば、抄云、俗云、まど
すぐ〻云詞なり」、傳云、俗言に、受加受加登と云言
ふて、滞らず、速に行貌まり、竹取物語に、かぐや姫の
兒やしなふ程に、を〻と大きにまりまはる、狭

衣に、それ〻りやうて、次の光りえゆる方へ、を〻く〻
とおをひまど、なをある に同し、云云、傳説を按に、此須
久ハ、源氏物語に、生れまる人のをを、伎須
久ふて、なををる、伎ハ、俗に、生蕎麥、生純、生酒まど云、
る、生にて、性のまし、他物を混ぬを
須久にて、甚を須久須久とををれハ、物に障らに、
拘らす、一向に、心をにゞ方へ、ゆくをを語まり、恒に須
久余加、と云語も、煩ハに、泥に、健まるをにて、本同
をなを〻に、合せて知〻、○和賀伊麻勢婆夜ハ、吾行
坐者やにて、夜ハ、余とをむをまれ〻、此ハ、驚うを
を〻に、詔う、伊麻須ハ、日本紀私記に、伊者婆

語、座也、出入相兼云也、とあるごゞ如し、萬葉考に、往坐と心得たるなり、出る方にハ、きてあれと、入る方に、痛く窮して言痛くゝる、いと煩ハしかりつるを、記傳に、是を弁へたるなり、辛うゐハ成まにまり、甚弁に云、萬葉三、四十一五二首 廿卷おれども、此ハ多く、坐を、伊麻須ゝと云と、意を異まれども、言ハ一つなり、甚、證ハ、古今集、詞書に、法皇西川におはし坐たりける日、なとある類に多きを、行坐たりを、なり坐とゝる、今俗に、甚處に、御座有とも、甚地へ、御座有とも云ごゞ如しと云る此記長うれハ、そゝ、たりき、まれゞ右の私記を、引者きて引きつ

そして、我う茂明になりたるを、少しいう、又云、伊岐豆岐たり、是まてのを、此志那陀由布、佐々那美路を、苦しさに息衝たり、須久須久と、吾行坐者と、次第て見べし、そもくかく、伊岐豆岐、まゝ、須久須久ゝ、道を苦み、いそき坐さまに、詔る所以を、然若き坂路を急きて、幸ては、何の興趣もおけまきわふ、ふと所念もかゝゞに、美麗嬢子の行遇奉るを、殊に色ゝしくて、御興趣みの、一際優れる由なり、夜てふ辞を、置ゆつるにも、其御意ゝ、心を着て味ふへし」、とゝる是もゝし、○許波多能美知迩

も、木幡之道になり、山城、國、宇治、郡にて、倭より、近江へ往来ふ、犬道なり、萬葉十にも、山科強田とよみも、今も其處ふ、木幡、村とゝあり、○阿波志斯袁登賣は、遇嬢子ふて、即矢河枝比賣命のゆゑ也、前文に、此ゆ出ツ、○宇斯呂傳波ハ、後津方者なり、於毋豆も、面津方なゝの如し、津方ハ、傳と約まり、俗に、山豆、海豆なとゝも、山津方、海津方の約ゆる也、さて前方を除て、後次を詔へるハ、道に遇ひし時の情にて、貌ハをすうに、見留てもあり、ふくきを、やゝ行過て、後方をゝくゝりゝゝり、御見しなり、○袁陀豆呂迦毋ハ、小楯等歟とゝにて、毋ハ添、なる辞なり、ふとゝれハ、小楯呂哉、とゝやうに、次の比斯那須と対れハ、小楯等歟にて、小楯の如とゝゝし、其も其物うと、疑ふゝゝハ、即其物の如し、とゝにおつり、中古の歌に、花うゝあるゝ、其とゝるも、けゝ歟なり、迦を恒ゝり、軽くゝゝし、小楯とも、彼比賣の、後容儀を見送り、孤ふに、ゝれ、ゝに近びゝうゝるを、賞美ゝゝ歟ての、御比喩ゝり、

記傳にも、小楯呂哉の毋と云る例ハ、下にも多くある如く、行毋も一首の結にのゝあ毋ハ、此の大御哥も、是を結にて、次も、又別首なゝし、若一首とゝる時も、阿波志斯

袁登賣とありて、又阿波志斯表義那と、同じ事の、二處にあるを、いづれ、又眉畫を後に、後方を先に記ふべきにもあらねど、次なるも、當日の御心をよみ給へん、是まして、昨日の事を、追てよみ給へる、にて、二首まづ、し傳説已上と云ふ、今按に、此説いみじきを惑ひ、まづ二首と記るときは、上もいまゝ事を云ふ果ては、次ハ、波那義波、比斯那須と云ふ、御歌の、首尾となれる、いとめでたくなり、幾句なくば、や、抑上古の哥に、未タ事をいひてめもなく、又幾詠のまさも、絶てあるものを、又阿波志斯表登賣、阿波志斯表義那と、上下にあるを疑ひも、古歌を見るに、人のめし、次々の歌、なるも、古つさ弓さゆみ、そのかたの旅人おもれ、してあつさ弓さゆみ、そのかたの旅人おもれ、そのおもひ事あもれ、上にも事あもれ、云々して、それおもひ事あもれ、上にも事あもれ、云々して、云々して、云々とつれあもれ、とやうに、二ヶ所返せる例、多うるを思ハばや、是皆二段調にて、萬葉集にも、多うるを、其中に、少し詞を換へ、もてれうるもあるを、又宇斯品傳を、先に、ゆ出たるを、昭日遇し、後と、面ぶ、ハ、よく

もあらぬ、ばて、後の日に留て、既に云つる如し、さて其面形ハ、今日よく所覧して、其を昨日遇ふ時の方に、記れ移しなる運れ、御歌の次ぐきふて、よくゆゑ分れ、ゆるものをや、即前文に、到ぬ木幡村之時、云云、明日入坐云云とあるも、其を、をゝせんゝての文なるべう、

○波那義波之齒並者、今も齒の並びを、魅うゝ云ふ、記傳に、次の志を、此句に附て、波那義波志ハ、齒並喙なりと云ふ、鳥ふの、長く延ゝて、觜とハいへ、人の齒を、いうべう魅ういたん、孤に此ハ、齒並れの美しきを、賞ほめ處なるをや、○志比斯那須ハ、如椎なり、斯ハ實の薄説なる、一本に、ハ、志比斯那須、とあるを合るに、斯ハ、那なり移り、衍

文にて、一本の比ハ、美の通音なるべし、齒の美麗きを、椎實に比なへる、いと似つかし、毛詩に、齒如瓠犀、とえるも、同じ心ばへなり、那須ハ、或說に、似に也、那と、迩とも、通音なるに、那須を、萬葉十四に、能須とよめるや、和名抄に、備中の郡名に、近似、知加乃里、とあり、又似を、漢籍にて、ノレリと訓なり、合せてもなる、さて似にしなれば、やうて如くと、えことにある也とえる、然るに、記傳ハ、比を斯那須として、菱如なり、比字一つを、衍字、比二白ハ、次の一句を隔て、和迩の序也とえ、丸迩なる地名を、鰐奥ハ取て、此奥の齒の、菱實の如く、勝れて秀き由なり、とえる、是も奇

に走る、波那美彼と、詔に出る、比賣の齒ハらでをかれハ、又上の言を收めて、序を置ぎきにもあるべ、又鰐の齒の、菱實ハ如くなるや、なれ、

○伊知比章能ハ、櫟井之にて、地名なり、允恭紀に、到倭春日食于櫟井上、なる地にて、大和國、添上郡也、今も櫟本村、櫟枝村、などえありて、共に丸迩に相近しとえる、○和迩佐迦能迩袁ハ、丸迩坂之土をなり、本文、和迩佐袋迩袁、とあるにつきて、佐なの新に、古く坂を、佐とのみえとえるハ、めるし、迦字を、脫し、なるべ決、れハ、補ひて、倭上郡、今も和迩村あり、字良の南北方なり、迩ハ、土の惣名にて、青土、赤土、赭

土、此を青丹、赤丹とかく、丹も、本ハ赤土、色しるく白土出るまれハ、赤色を、丹と云也、特用まり、埴、まゝ八百丹まど云も、きて處も多うるに、丸迩坂をしも、ゝみ弦へるを、當昔、黛に好き土の、殊に叶地ゝり出しにや、又也、比賣、丸遍氏まりまれハ、甚地を領知し、故ふもあゝし、○波都迩波ハ、初土者にて、据そむる上方みある、土を先つ云まり、○波陀阿可良氣美ハ、膚赤ゝけみ也、波陀ハ、上方の土ハ、土の膚なれバ云、美也、風疾み、道遠み、まど云類の美にして、次の丹黒き故とあるを、故とはきして、赤ゝけを故に、云むうめし、此を眉畫の料に、採土まれバ、青くの

ゝ用ある也、○志波迩波、傳云、志波とも、物の終を云と、陶云ゝり、年の終りの月を、志波須と云て、極月と書、これ甚例也、此も初土に對へて、終土とせんも、殊に由ありて、考ゝし、又萬葉十一に、師齒迫山、責而雖問、汝名者不告、と云るも、志波世を、究極終て、責る云ふ取て、責の序とせりと吟詠と云る、ゝし、初土に地を据て、底ゝり出る土を、志保土と云、保と、波を、音通へりと云るも、ゝゝふ同をにはゝ○迩具漏岐由惠ハ、丹黒き故ゝり、赤黒ゝて也、是もゝゝ也、是ハ是まての四向ハ、初土の、赤ゝけをも、終土の赤黒きも、黛にハ宜しうゝれハ、取らぐる由みて、次の

を云栄さんとなり、先つ詔ふ也、彼上瀬者瀬速、下瀬者瀬弱而、初於中瀬隨迦豆伎而滌とある、古語のたゞなり、○義都具理能八、三栗之末、舒辭考云、栗八大うゝ」ッの刺皮の内に、子三つあり、をて三つ有る物八、左右と、中とある由也に、中てゝ沓に、冠らせつゝとゝり、○曽能那迦都途袁八、其中津土手なり、初土を、終土との、中間なる土をゝ、此土ぞ、黛に色冥き故み、取用ゝまり、は次の大御歌に、下枝八ゝゝ、上枝八ゝゝ、三栗の中ッ枝のとあるも、又似ゝり、此等八、物に悪きを拳て、終の善きを取るのゝにハあゝに、詞を文なし、調べを助くゝる、上ッ代は雅藻なるそのし、○加夫都久」、抄云、頭衝まり、日の痛く照に、えしく當れ八、頭の痛む故み、傾くを以て、次句を詔む料也、傳云、神代紀に、面頰を、カブレテと訓るも、頭伏まり此句のこと八、熾に照日の氣にあれば、頭を衝う如くまるを、詔ふまり、えし」、ふとゝゝ、今按に、頭の痛むもあゝに、衝の如くまるにもあゝに、照日に向へ八、まぶゆくて、頭の傾きゝゝ、よしの佐く事也、即真日とゝむ、序のめし、○麻肥迩波阿豆受八、真日にそ不當まり、萬葉十四に、真日久礼底とゝゝ、

けよりに あつれハ、青き出の色変る故にあてぬ
なり、出白は、和柔なるゞ新に あるゝ、よく 乾る、青
黛なるゝを、やせ弱くるなり、○麻用賀岐を、眉
畫なり、眉ハ、古へハ眉其と、ちゐ連く言のあるゝを、
多く麻用とゝて、仲哀紀に、美女之睫、睫此云麻
用弭枳、萬葉五に、惠麻比麻欲毘伎、まとあゝの如し、
字鏡に、黛青黑色也、婦人餝眉黑色也、萬与加支と云
云、和名抄に、説文云、眉、目上毛也、和名万由、まゝ説
文云、黛、畫眉黑也、和名万由須美なゝあり、傳に、次の句
の許迩を、此句に屬て、麻用賀岐許迩を、句ゝなるを

もゝし、○許迩加岐多礼ハ、濃に畫無なり、畫と、黛
を以て、眉を餝ると云、源氏末摘花に、面に紅粉
氣と云、無とは、眉ハ形ハ、三日月をとの如く、細く曲て
を ゝ ゝ を も、加支都
て、端の無なる故に云、萬葉六に、三日月之、眉根と連
欲婢古能、与許夜麻と
麻欲比伎、とも云る、皆其形の曲て
けなる、即是也、また十四に、麻
なり、又女の顔の美麗を云に、眉を主と云る也、十二
ゝ、吾妹子之、咲眉引面影、十九に、青柳乃、細眉根乎咲
麻我理、なとよ
ゝて上の齒並者推如ゝ以下、此の
眉畫濃ゝ畫無まゝて、粧飾を、今日の宴に、御盞を捧
しめ給く、熟所肴行し狀なるを、やゝて昨日、道に遇
坐し時の、容儀に、詔ゝ移して、次句に、阿波志斯哀美

那と也、けり也、二段、詩に、此類に多うり、殊に此、大海歌ハ、むしろ、後方、詔ひ発して、齒並、眉畫と、次第せ殺し、そなる、○阿波志斯袁美那「上にハ、袁登賣とあり て、此にも袁美那と詔へる、神武、朝に、うちそし止ん、云云今うしハ吉らし」、下、歌に、あらきのはら云云 きらきらづしら」、旋頭歌にも、かくしもみ延、そ、あ らきみ延」、又やそるたくも也、○迦毋賀登ハ、彼も 欲得とそこそ、次の迦久毋賀登を、対句に詔 ふなり、故二つを合せて、彼もづれ、此もづれ、そ云

ふて、後世の言以ていそく、彼せ南もし、此せもし、 そ、その時、あらまし、あらまじ、所思着し心なり、此 語、中昔後也、登に対へて、迦久と云ふ、あるを、萬葉 ふは、彼依此依、彼往此去、左右将為、左毛右毛、又とも らら、此も即其、左と、右と也、毋賀ハ、後世のもづれ にて、所ふ辞也、其那を省てもよしる、萬葉、古今等に も多うり、今其例を引きでも、あらじ、○和賀美斯古 良ハ、吾見し兒等なり、女を指て、ふと 日詔ふ故に、斯をもそ所ふなり、○加久毋賀登「此句、 上の迦毋賀登の下に、相合せて云ふ、○阿賀美斯古

迩ハ、吾ゞ見し子になり、はゞも、上にも、和賀とあり
て、此にも阿賀と詔ひ、又上にも、古良、此にも、古と、あ
るも、皆対句の文まゝ、既に云うめし、○宇多々氣
陀迩、此句、難うれば、例の先註を挙て、修ふ試ハえべ
し、扨云、多氣二字、誤て倒に写せるにて、宇多氣多
陀迩なて、宴直ふの、洒宴此席にて、直月に、叡覧あ
るまり、以上扨説 傳云、諸本、多字二つ重まりてあるを、延
佳ぶ本にのみ、宇多氣陀迩とあるハ、延佳ぶまのし
らに、一つ削まるも、知うるれと、姑く彼ぶ本に依
てなふに、宇多陀氣迩なりまんを、陀氣を、下上に誤
まるものまゝし、まゝは轉宴ふとうふまて、宇多々
の、多を、一つ省きたるまり、轉ハ、弥進みて、盛なる也、
以上 傳説 此二説、扨ハ、いまゞし、傳説も、心得うまし、宇多
豆、宇多々は、下に活き辞、副にてを、言をなまに、彼須
佐之男段に、猶其悪態不正而轉、これハ、阿利と、訓に
まりまり、穴穂、朝に、宇多豆物云王子、これハ物云と添、
たり、萬葉十に、下心苦、荒楯頃者、これハ宇多豆下まや
まし、とうこゝを、歌まれハ、下上にうまる也、十二
ふ、潟田直比来、懲之繁毋、これハ比来と云を隔て、
繁毎ゝ云へ係まり、廿ふ、宇多豆家ふ、花ふ奈蘇

倍豆、見麻久保里香聞」、これハ、宇多豆多、多多ほ
ゑとけり、此外古今集に、うゑて飯の、神ゑと。
まれる」、まゝ、うゑてある、さゝれ、名ゑこゝ、ありれ」、
貫之集にうゑてある。和名抄、巻に、うゑて不
せるもあるこの」、まゝ人の心こゝ、うゑてある。その也
あれ、ゑとやうに、あるこの、いゑとの、ゑ、
ぶけとの、なやまゝとう、ゑ軟の、活く、語ゑ、いけ
けくゝる倒の詞ゑゝ、れハ、轉宴（ウタゲ、ウタゲ）、搏禊（ウタミキ、ウタマツリ）、搏祭、搏豊宴（トヨアカリ）、搏神楽（カミアソビ）ゑと
えけけの、有るに、ゑに、ゑれハ、此ハ、語字に也
ゑれ、本書のまにて、宴酣（ウタゲタケ）ぶのゑまゝ、宴（ウタゲ）

（ヘテミマクホリカモ）

の、宜（ゲ）を、畧きゑ例もあるハ、訶志比宮（カシヒ）段、歌に宇多陀怒斯（ウタダヌレ）、とある、下にゑ、陀迩（タニ）ハ、常に、今日、ゑ明日
ゑ、ゑとゑ辞ゑゝ、酣也、日代宮段に盛樂（サカリニウタゲテタケルトキ）、故臨其（サカリニウタゲリレナテ）
酣時（タケルトキニ）、まゝ、甕栗宮段に盛樂（サカリニウタゲテタケルトキ）、酒酣（タケ）ゑと見也、多氣（タケ）とも、
朝日の高（タカ）くゝる、又藝術（ソサ）ゑ長（タケ）る、又山に登ゑ極（カキリ）を、嵩
ゑとゑ也、日くゝて、尤て物の盛ゑ、至盡（イタリキハマ）るをゑゞ、本義
ゑるを、年のたくゝ、秋たくゝる、臣のくゝる、草のたく
ゑるゑとやうに、盛過（サカリスギ）て、やゝ、まに減ゆくをも、えこと也
とゑりけるも、搏用ゑて、進（スサ）むと、荒（スサ）むとの類也、故此、
酣字を、常に多氣那波（タケナハ）と訓も、長（タケ）ゑ、ゑるゑて、遅（オソ）くゑ
ゑるを、拓（オ）

曽那波流ふと云類なり、盛に至るとしなり、字書にも、酬、飲洽也と註したるをも、思よつし、

傳、秋に、宇多宜那加婆の畧とたるなりと云て、多宜那波と、宜を、潟とたるなり、然るに、又云て、多宜那婆と、婆を、畧くへきにあらに、こそ潟るへきに、清てのみ唱へ来しハ、誤なるなるべし、

かくれハ今此御句も、せゝて今日の、宴酬る間ぶふの、こそなるなり、○牟迦比袁流迦毋ハ、向居哉なり、此續きをもちて、○伊蘇比袁流迦毋ハ、伊ハ、発語にて、副居哉なり、黒田宮段にも、二柱相副而とありて、蘇比とも、並耦ふをなり、今世言に、夫婦ふてあるるを、蘇布とゆゝるなり、

○一篇のことハ、此御饗の、御肴の中に、蟹あり、是に託ていゝく、此蟹を、汝ハ、何處の蟹ぞ、自問百と多くみち道を傳ふ、越の角鹿比蟹なり、自答横去いそきて、何處にいくゝ、又問近江なる、伊知遅嶋なり、三嶋みとたゞゝ来て、又登て、下へ三ヒ苦しくまるに、のぼりの、潜てを息ぶく如く、是序なり息を衝ぶく、沙〻那美路の坂道を、佐期久美て、そくくと一向み、吾ら来坐ばやア、思ふなり、水幡街みちうるて、遇し、嬢子の、美麗さよ、宮閣別として、久く甚、後儀を見送るに、先脊丈ハ、

掬を立たる如く、其齒並ハ、此以下、實ハ今日月前向坐て、見給へる貌なるを、また再た、遇ハしを、昨日見給へし、宇志呂傳波、云々と、返し給ハんより、こけ給ふ椎の實を並べ、うるきまにして、そは面にを、樓丹の丸迫坂の、名備き土を、弱土ハ、土層の赤ぢみ過き、終土ハ、丹黑うれハ、其中つ土は、ほどよく青きを取て、あるり照強き日は乾て、和柔なる日は乾て、ふあて、移にして、屑うるも、濃やかなる畫岩粧して、遇し、其表美那の美麗きよ、是二段の調へ、あり、足ぢぐも、おのづ一度にてハ、孝の不うう丁寧にあるまり、其時なる、いで我がものに得て、心の内のあらまほしに左やせん、右やせまほと、思ひて其

子に、せりて今日の宴酬る間ぶりて、對りて副居ぶ、楽しき哉とまり、巧ふして、愛き大御歌まるる、

天皇聞看日向國諸縣君之女名髮長比賣、其顏容麗美、將使而、喚上之時、其太子大雀命、云々、請白天皇之大御所而、令賜於吾、云々 天皇聞看豊明之日、於髮長比賣令握大御酒柏、賜其太子、爾御歌曰、

和名抄ふ、日向國諸縣郡、牟良加多と訓、君ハ、某別と申し王等の、國々ふ在を云、其子孫の人々をも云、豊明ハ、豊饒なる酒宴のよし也、名義下ふ出、大御酒、柏ハ、酒を受て、飲葉なる、礼式ありしものとゑゆ、負觀儀式、大嘗會、儀中云、神服男七十二人云々、各執酒、柏、所謂酒柏者、以弓弦葉挾白木四重、別四枝在左右、まる午日、儀云、次神祇官中臣忌部、云々、左右分入、造酒司人、別賜柏、即受酒而飲訖、以柏為縵而和舞と

天皇、其髪長比賣に、大御酒柏を執し
たまへ、礼を行しめて、太子に賜ふ時、御戯に、歌ハしたまふ、
たまひ、父子御むつましく、又ちやに雅ひたまふ、大御所
都ゆかしうれ、

伊邪古杼毋、怒毘流都美迩、比流都美迩、和賀由久美知能、
迦具波斯、波那多知婆那波、本都延良波、登理韋賀良斯、志
豆延良波、比登々理賀良斯、美都具理能、那迦都延能、布本
碁毛理、阿迦良袁登賣袁、伊邪佐々婆、余良斯那、

○伊邪古杼毋ハ、率子等まり、古杼毋とそ、已に属ふ
子等、或ハ僕従をもて、萬葉にもこれる、名西、此
句書紀にも、伊弉阿藝とあり、率吾名にて、ゆにまれ
臣にまれ、相親にして、云ふまり、上の忍熊王、作歌の
條に出、されどそは御歌ハ上をに序にして、誰と指
ふまでもあるまじ、伊邪古杼毋とあるうへ、ま
まにて、

○怒毘流都美迩ハ、野蒜摘ふまり、蒜を今
みんにくきを物にして、種類あれど、此ハ、野におの
ゝ生る、蒜のみ也、今も田里みてを、野蒜とて、
摘に出るまり多うり、或説に、和名抄に、澤蒜、和名祢比
流とある、是今の乃比流也と云へ、草木攷に、澤蒜と、
野蒜とを、異なるまりにて、

○比流都美迩ハ、上を
受重ねて、句をなす也、神功段、奇に、阿遲々摩莵麻遲、
摩莵麻遲珥、とあるをめし、私記に、師説、先称二臭氣物一

者、欲レ称ニ芳芳、物ヲ之発語也と云る、その色まさぐし、次に
迦具波斯を置給へるも、甚意を尽給へる、御汨と
きこゆる也、○和賀由久美知給ハ、吾行道之事、上
代を、道の邊に、橘を多く植給へば、かく給へ
給へるまゝん、萬葉二に、橘の薄ふむ路乃、云々、六巻、
橘の本に通ふみちとなるに、合せて
なる
傳云、け御欲、初より、本都毛理本書にも
かくまでも
序まゝ云に此白まて、又橘の序也、まて色と此
語の語ぐさ、初にいぐさともとある御言の、主果をも
ぐを、ゆゆしを、いぐさ等野蒜に、行むと誘ひて、
摘にゆく道のと、云を、約と詔へるまゝと
あるも、古語にも、弥にも、文にも、此まゝ有る者なく
まゝく有り、○迦具波斯ハ、香細まゝ、具波斯ハ、物の至
る盡るを云、字ハ、細、妙、まゝ紀に、微妙、まゝ萬葉十三に、
麗妹、まゝ香吉まゝ書り、語ふ、かゝむ、かんばしみ
又香なゝでも、云る例ハ、萬葉十八ふ、香具波之君、同
十九に、香吉、於夜絡御言、同廿ふ、可具波志伎、都久波
能夜麻、なとも、是ハ後世の、かんぐしを云也
同く、たゝ、美賞言ふ云るなゝ、
色て迦とも、同に色れとも、多ふ取れす、鼻に色
かげとも、同に云ゝめやうの、氣をいひて、本ハ香
芳のゝ乎は局云ゝ、神代紀に、唯、有朝霧
而薫満之哉、萬葉二に、伊勢海波、潮氣耳香有國、ふ

宮尺云て、何のうへにも、云ふ事なれバ、右に引
萬葉の哥まとも、実ハ香の上ゝ、搏るにもあ
らぬ、し色で、なつかしむ
方にも、いらしまるつゝし、
○波那多知婆那波也、花橘者まり、垂仁紀、九十年春
二月、天皇命田道間守、遣常世國、令求非時香菓、今謂
橘是也、まゝ九十九年秋七月、天皇崩云云、明年春三
月、田道間守、至自常世國、則賫物也、非時香菓八竿八
縵、云云、向天皇之陵叫哭而自死之、群臣聞皆流涙也、
田道間守是三宅連、始祖也とゝ、萬葉十ゝ、香細寸、
花橘乎十九に、花橘乃香吉、サゝ、多紀波奈乃、之多布
久可是乃、可具波志伎、まとゝ、香菓とゝ、香
細菓とゝ、者れ、傳云、此名ハ、将来ける人
乃名に因て、多遅麻花と云まゝ、此、持来
ゝる實を、種として蒔しゞ、生出て、初て花の咲ける
時に、多遅麻花と呼始しゞ、遂に名とゝ、まれるまゝ
んとゝ、今按ゝ、此人、天日矛ゞ、但馬國に住
けれハ、始ゝ甚國ゝ、蒔生しける故に、但馬花とゝ、
其本末、知へゝに、○本都延喪波ハ、上枝等者に、
本ゝ、秀のゝまり、萬葉九ゝ、最末枝者、落過去祁利、十
ゝ、末枝梅乎、十三に、橘末枝乎過而、此等に書る
字に合て、言ゝ、ゝとゝ知へゝ、朝倉宮段、三重嫁ゞ歌

ふも、此ほくけあり、良ハ、紀に依て補ら、下ちるも
同し、○登理韋賀良斯ハ、鳥居枯ちり、傳云、萬葉九に、
霍公鳥、歌に、橘之花乎居令散、とゝるに同くて、花
實を数らし、無くなりしを、記に、次の人取枯
しも同し、又十四に、垣内柳、末摘枯し、吾立待むと云
るも、葉を摘取て、無くなりしを云、凡て花ゝまれ、実
ゝまれ、葉ゝまれ、枝ゝ無くなりを、枯とそいふ、冬枯
なと云も、是なりと云るよりし、
扨解に、花を折置て、枯て、まで、そて置
なり、居枯しとそ云るハ、一ゝゝ泥て、語
れり、たて加流ゝハ、離れ放るを云、人目かゝと
云も、人目の離るなり、草木の枯るも、生氣の離る
なり、れの涸るも、准て知、されハ花なりの
散るを、うつるとも云て、甚、稜るも、枝を離るなり、
○志豆延良波ハ、下枝等者なり、萬葉五に、和我夜度
能、烏梅能之豆延に、七に、向岡之、若楓木、下枝取、九に、
下枝に、遺有花者とある、此、下、字のことゝて、下民を、志
豆といふ、又沉没なとゝも、本皆同語なり、○比登之
理賀良斯ハ、人取枯しなり、紀に、比等未那等利と
あるとゝ、別なれハ、物のうるて離れ、ゝし、修に歌に
いふなりゝ、○美都具理紀ハ、三ツ栗のゝて、枕
詞也上に出、○那迦都延紀ハ、中枝のなり、十三に、花
橘乎、末枝に、毛知引懸、仲枝に、伊加流我懸、下枝に、此

米子懸、とあり、此外、上中下ッ枝を、含せて云る、者多う
又、○布本碁毛理ハ、含隠(フホゴモリ)て、花中に、含ミ隠(コモ)る實を
云、萬葉十四に、由豆流波乃(ユヅルハノ)、布敷麻留等伎(フフマルトキニ)、十八文、
佐具良波奈(サクラバナ)、伊麻太敷布賣利(イマダフメリ)、廿又、古乃豆加之波能(コノテガシハノ)、
保ゝ麻倒(ホホマレド)等、まゝあるして、布(フ)ゝ、布保(フホ)、通(カヨ)ふ、拂
又、花のいまゝ、はぐるゝとゝ云ふといふに、解に、
此、白にては、含(フクマ)るとして、女のいまゝ、深宮又籠(コモ)り
て、冥やなほとの聖へゝ、又次、白にても、甚実の、既
又熟して、あらはるゝとも云ふ、ひらけ、含の
まのあらはゝ、甚実の含(フクマ)ミ、隠れるを云ふ、ハして、訛
ふかゝとにてあれど、そは、まりて、後のまを、ふかうを

し鈍えて、此處
ふかまハんや、此ハ續紀十二 和銅元年、縣犬養宿祢三千代に橘姓を賜ふ勅
に、橘者菓子之長、上人所好、柯凌霜雪而繁茂、葉經寒
暑而不彫、實與殊玉共競光花、今本、此、實花、二字を、脱
交金銀以逾美、古本に據て補つ、
橘のまを、花の中ゝ、實のうねれ玉ゝ云ふて、
いとしくきはやうゝ云ふ、云云といふる、是に
て含隠(フホコモ)る實(キ)の黄バみるを、金といふ、花の白きを、銀
とも云るなり、されハ今此白を、甚花蘂の内に、隠れ
る実を、まゝ世でもあれる孃子(ヲトメ)に比喩(タト)へ、次の咲きは、彼、金玉(コガネタマ)と云ひ、黄(キ)バミ赤バみる色に統て、

阿迦良の序とを、し好くるまり、信に橘、子ハ、守部も年来庭にうゑて、足ずりし玉しに、花葉の中ゐ、隠るほと、り、大豆の大さして、甚、美バミ赤ばめる色、冬にまりて、赤らめる色りも、美しき物ゐそなる、をて花散はて、後、やうく青くハまりゆくまり、彼、十八ゐ、安加良多知婆奈、十九ゐ、安可流橘まとなるを、實の熟て、赤らめるを云て、今とハ矣まり、此、句、記、今本に、本都毛理とあるを、本の上に、布を落し、許を、都ゐ寫しあやまりたるまり、

をるを記傳に、甚、寫誤を、強て助けて云く、彼、布本甚毛理と、又都煩牟と云言とを、合せて思ふに、此、記の本都毛理も、布本美、都煩麻理の約りなるべしとをるハ、強説まり、をまて約るへきにあらに、又都煩美と云を、中昔こまゐの俗言まるをや、牡丈のゐゐの歌も、かゐんしまうしきふしくあり、

○阿迦良表登賣表ハ、赤孃子にて、艶やうに、ゐ好く る顔を云、他、國書に、紅顔まとをのめし、萬葉に、朱羅引色妙子とも、左丹頬経妹とも、赤根佐須君とも、久礼奈井ノ奈ノ表を結意母提、一云、保奈須、結とも、けるけける、皆紅顔を愛るまり、紀ゐ、阿伽例蘆塢等咩とあるも、所赤孃女にて、同じ也、

扨に、所熟娘子まり、橘の熟まるゐ、をく坐をし、傳も、是に云ゐう、共に叶ハまる、既ゐ矣へ、ゐゐゐう如し、解に、所明少女也、まゐ、花の白く、清く明らまるを云、然らは、あゐれる少女も、

容儀のうるはしく、映有て、ことあれ、とゝるも非
なり、花の白く清らかなるを、いうてう、赤らかとハ
いもん、又女を美賞て、所明ザ女ふとゝ誘の、あるを
つきに、あるに、是皆花中に籠る実の色を、さゝぬ
ゝゝとゝ
言ぞ、

○伊邪佐ゝ婆ハ、卒為者なり、此ハ既に、傳ゝ、人を誘
ひ起ると、伊邪佐須とゝ、萬葉十四に、あををゝなを、
げふふにさゝふ、うきびそも、あはをせざるを、伊射西
乎騰許矢、此、伊射西ハ、伊邪佐世みて、いざ〳〵小床に
と、女を誘へる言なり、中昔に、人を誘ひたる言に、伊
邪佐世場南と、云るを同し、されハ此も、誘いざとゝ
ゝゝて、大雀、命の、此、嬢子を、いざ〳〵と、誘ひ聘ひたま

けゝと詔ふなり、萬葉一に、吾妹子乎、去来見乃山乎、
これ妹をいざまゝ由の枕詞也、いざ見むとゝ佐
なゝは此に、七に、はねうづゝそなゝ妹をうゝ物のみ
去来卒去河之、とゝあるゝ、此ハ大なる宜し、
解に、庶刺者也、刺庶といふ言を、上にいゝるゝ
とゝ四、ゝゝ磨東那とゝるゝ、又紀に、伊邪佐
ゝ、此ハ伽ハ、佐を誘ふるにて、是も卒為者のを
なり、東那ゝ、此、記、余良斯と同くて、将吉といひて、
将吉のをみなり、古言に、吉を、曳とも云ハ、吉野
を、東之怨とも、
云うゝ也、

○余良斯那ハ、吉らしなみて、似合相應して、綯の宜
きを詔ふなり、那ハ、歎息の辞也、萬葉にも、将為邪、将

往奈、中古坂の歌にも、うりにうりれ、ちきりきよ、
よとよりる、那ム、同し、

○一萬のそゝ、辛子芽、野蒜摘にそゝ、伴にゆく道の
邊に、其蒜の臭き月うゝしにいゝ香のまゝしき花橘ハ、最末枝ど
もゝ、鳥居ちらし、下つ枝ゝゝ人うまくして適、
中つ枝ゝ残れる、花藥の中に、含隠れる實のごゝく、
世でゝりて義麁き、是ま事まり此、紅顔嬢子を、太子欲
しと請ふ、ぎに似合相應して、にゝゝしゝ
ゝゝゝゝ、いざゝ辛てゝゝ、
此大御歌、記ハ、伊勢阿藝、奴珥比蘆莵弥珥、比蘆
莵弥珥、和餓喻區滌智珥、伽遇破志、波那多智磨那、辞
豆曳羅波、比芽未那芽利、保莵曳波、芽利委餓羅斯、滌
莵愚利能、那伽莵曳能、府保語茂利、阿伽例蘆塢芽咩、
伊勢佐伽磨曳那、ゝゝ、誤字、脱字もゝゝ、
ても、記ハ、ゝゝて、此前文ハ、十三年秋九月
ゝゝ、此九月ハ泥て、橘の実比ゝを、疑ふへゝす、
紀の年季の、信ゝかゝきゝ、道別芽にゝうめし

又御歌曰、

美豆多麻流、余佐美能伊氣能、章具比牟知、迦波麻多延能
比賀良、良能能、佐斯祁久斯良、奴那波久理、波閇祁久斯良

迩、和賀許々呂志、伊夜表許迩斯豆、伊麻叙久夜斯岐、

○義豆多麻流ハ、水渟にて、池と云ん枕詞也、萬葉十六にも、水渟、池田乃阿曽我とあり、○余佐美能伊氣ノ袴ハ、依網池之まり、此名、和名抄に、摂津國住吉郡、また河内國、丹比郡にも見ゆ、抑に、津國として、此池今もあり、住吉社より、廿町あまり巽、方まりといひ、傳に、河内國、丹比郡、池内村と云に、ある池、是池と云、今行囊抄を以て考るに、此丹比郡と、住吉郡とハ、相接て、大依羅社も、依網池も、此二郡、界に在れハ、本ハ一つまりなり、二國に分て後、津國とも、河内

○稜威言別　○四之六十三

也とも云しなるべし、崇神紀六十二年冬十月、造依網池、また仁德記に、作丸迩池、依網池とあるも、何國とも、推古紀十五年冬、條に、河内國作依網池とあり、若此時、舊の池を、二つとせられしの、又涸まどせしを、修理直されたるにも、○章具比宇知ハ、堰杙打まり、如此昔も今も、田里に、池を据置ハ、田に水此用ある時に、引うけん料也、其水を、此方彼方へ、頒ち遣るに、樋門を建て、其岸を崩さぬ、しゆむしなり、竹柴をとき、かりみて、堅むるを、章世伎といひ、甚を支持しむる料に、おつ木を、章具比とハ

云、常ふ杙を伊具比とも云とハ、別なり、假字も
又、同しうなり、○迦波麻多延能ハ、河俣江之なり、此句
を、紀ふ依て補ひつ、必ひなりてを、かまハ敷ばなり、
此ハ、傳に云る、河内國、若江郡なる、地名を云にをあ
らぬ、右の池ひ堰なり、此彼へ分ち遣る水ひ、其川派
江也、なて此處の句とをを、一句て隔て、依網池
之川俣と続き、堰杙なり菱殼の刺と云意なれと、
然ハいひぶて故ふ、如此続け移へる也、なる故
ふ、韋具比宇都なを、詔ハ伝て、宇知と送を移し
なり、

なるを傳、注まとに云るやう、比斯賀良能、此句諸本並に賀一字のミなりてもハ聞えに、落なる
ハを殺に、紀に依て補て一句とす、ならハ破摩伊多東能の一句も、落なるあと思へどをてを、
上の伊氣能とある、語の続きなるのはを、又宇知とある、宇都とあるにてハ叶ハに、此記
と書紀とを異に、てを、川俣江之と云こを、ハなるのうしなり、書紀の続けハ、此白をてハ、
なる川俣の枕詞なり」とを、ふも、解も、皆此、逆なるを、いとなるを、なるまに、彼池の水
の分るを、川派と云こをにも心ぶうを、又句の次
第をも思ハぬるを、例の古へをもれづる、心ぐ
なるを、本なる枕詞にもなるを、いとなる
けふ、きしをれなるものをを、

○比斯賀良能ハ、菱殼を、菱に二三種なり、俗に
於迦菱とをる、殼に足を続け刺をの也、萬葉七に、
浮沼池菱採、とよみる如く、沼池ふ多きの、其殼の

堰の水門より流れ出て、水流には、特に多くある物
なり、目に見るが如き、御連は、逆けなり、○佐斯祁吹斯良
迩は、刺なく不知なり、本書、佐斯祁流とあれど、次の
対句にも、波閇祁久と見えたれば、紀にも、佐韓鷄區韓羅琿
とあるべば、流は、祁を謬れるなり、始しうれは、改めつるて
此、祁久は、恒に慶けく、清けくまで云ふ類なれば、別に
して、祁年を迩て、祁麻久と云ふ、中、麻を、畧る辭なり、又
此句のことは、川俣江に、此江は、逕く見ずし、古くは池、湫、
は水の、溜る処を、池、磯、沼と云る類ひみて、分る
江とはいふなり、樞杙を打て、庭なる菱殼の、足を
刺をもなるべし、降立し由にて、留へ賜ることは、大雀命

の、はやく下に、髮長比賣を、思ひ係賜へるのあり
きむを、所紀者ずるしよしなり、○奴那波久理は、蓴
凝にて、凝を其根をいふなるべし、但此句、抄云、蓴繰なり、
名は、沼に在て、縄の如く、長き物なれは、沼縄のことなり、
きてくるよりなれは、繰と云へり、又傳云、久理とも
添て云名にて、三稜草などの、久理と同くて、操依せ
て、採物なる故の、名なるべし」なとて、未定らず、先
其名義も、縄のめき物にもあるに、又操依せて、採物
なるもあるに、其葉に、ぬるくなる物の、著る故に、滑葉
のことなるべし、五味菖を、ぬこづるとて、合せて紀べし、

是も ゆるくもる汁の、出る物ゆゑに云ふ、されうつくしと云も、真滑菅のごとにて、真の菱詰を、置るのみに、違ひあり、又三稜草の、久理と同しと云、れど、莎草ハ、多く美と許にてハ、詰を成さに、今此、奴那波久理ハ、上の菱殼に対し、れハ、久理と云物、別に無くて、かまんうつし故、右の殼と合せて、根のくるを云、古詰まろんと、思ひしきるハ、江戸の俚言に、水根を、ネッコと云ふを、山里人ハ、ネコリと云、是、根凝の義なるべし、記に、以海尊之柄作燧杵とある、是ハ海尊とあれハ、物ハ別なるべくれとも、蒐根の張る、准ふし、殊に此ハ、次の

波閇祁久の序まりまれバ、尊にて、用まくて、甚、根みの用のあるなくを、池の物以て、尊とそ詔よるぞあし、○波閇祁久斯良迩ハ、延けく不紐まり、是も彼、堰杙打者の、うつを魁をげまを尊の、底に根に、煩ふ由みて、翌、竭つるをを、大雀、命の、孫てら、下延ふんを、るを、きろしうくぎるしら也、波閇とそ、女に思係ふをを、て、甚中に、隈く嫂うると、たぐ思係てあるを、きるぐし、下の高津、宮、殿みを、出るり水の、志多用波閇都々、ゆくハくぐつま、萬葉九ム、隠沼乃、下延置而、十二に、玉菅、令蔓之有者、年二不来友、まるのめし、

此處の傳等の釈は、御譬は、萎びて、尊くて、延の枕詞
延きたるを、譬にたとへて、尊くて、又上の章具比宇紀と云を、
ふもあるべし。萎びて、云云の二句に、係るのみにて、尊云
云まで、へは係らに、尊云は、又別に尊を保くそ
なて、延たるを、上代の詩此調、
も、思ふしらるみぶら、說もう、對疊の章句に、些う
拙き所をけをまもう、なんや、

○和賀許々呂志は、吾心にて、志を、助辭也、○伊夜袁
許延斯豆は、彌可矣而、を云にて、袁許は、可矣と、同語
まぐ、自他の違ひありて、此は可矣と、しるを、
戲見をもて、ふ、て、叶袁許、袁加志のは、上の
神武、朝、歌の、後文に、阿々志夜胡志夜、云とある條
下に云、是、それと此語、後し轉用して、混はりるあ

○稜威言別

○四之六十七

る、先ッ中古に、散樂まとして、人を咲しむる者を、鳴呼人
と云、是、此は三代実録廿八に出て、今
の印本には鳴游人と書て、甚しく有まじ
きみるる者を、鳴呼者と云、是、此等は、可矣き態
をを以て、體言にまて、云とそめる也、然るに漢
國に、烏游、蠻、烏游人まとをるぶ、よく似るを以て、
甚を本と心得、烏游、蠻のは、怪漢書に出て、甚よく
似る狀を、文選、呉都、賦ふとに見える
、彼を本と心得るを、文粹、辨散樂文に、又近昔
嶋慟未朝自為解頤之歡まとある類れまり
をまりて、尾籠とも、書たる假字を、尾籠と、音讀し
て、別に一ッの詞とをれり、今俗にも、作尾籠なとをめ
る、是也、かくれを、袁加志伎も、袁許志伎

自と、他とに云ひなせる、かつりのあるのみなり、中古
後の言に、袁許まうとも、袁許ぶゐしとも云ふ、甚用
ひまうは、少し異まうまれと、本皆同語まうの、
略よ云つるのみし、○伊麻叙久夜斯岐ハ、今ぞ悔し
きまう、此ハ詔つるハ、宴席の御心進みふきこ
に、御戯れまうう、古へ、人よ物を賜ふ、専甚物を稱
へ、甚、労を云て、縛をし此こを、下の、吉野、國主ふ曰く、
今此大御歌も、上つを、含隠、紅顔嬢子と、義称へ、此に
を、惜みて、悔むまうに申まうして、嘗へ、ふをし、ふを有
まう、そもく妻問の上にしも、かく詔へるにても、父

子の御間の、むつましく、うらはしうしほとも云
ふ、又上代の真情も、おもんやうにて、いをたふし、
古註やを、凡てかくこまやかなるを、將味は
こに、却て古へ、禮まううしやうに、おもんとりて、絃
らハしまうて、
りふうれ、実を今、世の、まくての人とも、親ふ
の情しうんを、かくてまうを、好れ、ぬるを、
世、妻問のわをれとを、ぬふ親を、ふに、かくし、ふハ、親
を思んてをのする、風俗とまうぬるを、皆濃をの後
とるにて、まうくに、下の情のきしまうをまう、さるう
らに、ぬんまうは、恨をあふもまう、出来をのし、
○一篇のをを、汝の坐近ぬまうまる、依網、池の、水を

須つ、川派江ゑ、樫杙を打て、菱殼の、足を刺さゝ出
らず、蓴根に、長く延へゝるを、さゝにして、降立つ
ゑ、甚、菱殼の刺の如く、蓴根の延へゝる如くゑ、はゞく此
壌子に、ゆゝしを下延おもゝを如ざりしう、今思へいと
きゝくしく悔しきゝゝれ、きゝを物う思ん係ゝて、惜き
ものゝゝゝ、ゝゝゝせんとゝこゝを、上の御歌と、合
ゝて、含ゝ行くる也、きゝるゝゝに、此御歌の左に、如此歌
而陽也とハ、記しゝゝ、
記、本書にゝ、四五、自、多賀、一字のゝ遺ゝて、上下の
十字、脱失ゝゝ、又紀にゝ、淤豆多摩蘆、弥佐淤能伊戒
弭、奴那波區利、破陪雑區辞羅弭、委遇比苑區、伽破摩
多曳能、比辞餓羅能、佐辞雑區辞羅弭、阿餓許居呂辞、
伊夜于古弭辞豆とゝゝ、

176
e
91

16
8
94

085613-001-8

16-94

稜威言別 巻4—10，目安1巻

橘守部／著

M24—27

DBD-0084

校戚言別

16
8
94